

ベトナム法令

企業登記に関する議定（政令）

（番号 01/2021/NĐ-CP）

※2020 年企業法（番号 59/2020/QH14）の詳細を規定する議定（政令）です。

目次

第一章 総則	5
第 1 条 調整範囲	5
第 2 条 適用対象	6
第 3 条 用語の解釈	6
第 4 条 企業登記手続解決適用原則	6
第 5 条 企業設立の権利及び企業登記義務	7
第 6 条 企業登記証明書、支店、駐在事務所活動登記証明書、経営拠点登記証明書	7
第 7 条 企業の経営分野、業種の記載	8
第 8 条 企業コード、企業付属部局コード、経営拠点コード	9
第 9 条 企業登記書類の数量	9
第 10 条 企業登記書に使用する言語	9
第 11 条 企業登記書類における個人の法的書類	10
第 12 条 企業登記手続実施の委任	10
第 13 条 予防過程に従った企業登記の発給	10
第二章 企業登記、経営世帯登記に関する経営登記機関の任務、権限及び国家管理	11
第 14 条 経営登記機関	11
第 15 条 経営登記室の任務、権限	11
第 16 条 県級経営登記機関の任務、権限	12
第 17 条 企業登記に関する国家管理	12
第三章 企業、支店、駐在事務所、経営拠点の名称の登記	14
第 18 条 企業名の登記	14
第 19 条 企業名が工業所有権を侵害する場合の処理	14
第 20 条 支店、駐在事務所、経営拠点の名称の登記	15
第四章 企業登記、支店、駐在事務所、経営拠点活動登記の書類、手順、手続	15
第 21 条 私人企業の企業登記書類	15
第 22 条 合名会社の企業登記書類	16
第 23 条 二人以上社員有限責任会社、株式会社の企業登記書類	16

第 24 条	一人社員有限責任会社の企業登記書類	16
第 25 条	消滅分割, 存続分割, 新設合併に基づき設立された会社の企業 登記書類	17
第 26 条	企業の種類を転換した場合の企業登記書類	17
第 27 条	経営世帯から企業への転換登記	19
第 28 条	社会企業の登記の書類, 手順, 手続	20
第 29 条	外国与信機関, 外国銀行の支店, 外国信用組織の駐在事務所, 銀行の活動を行うその他の外国組織の企業登記書類, 手順, 手続	22
第 30 条	証券会社, 証券投資基金管理会社, 証券投資会社, ベトナムに 所在する外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店の企業登 記書類, 手順, 手続	23
第 31 条	支店, 駐在事務所の活動登記, 経営拠点設立通知の書類, 手 順, 手続	23
第 32 条	企業登記書類の受領, 処理	24
第 33 条	企業登記証明書, 企業登記内容変更確認書の発給期限	25
第 34 条	企業登記証明書の発給	25
第 35 条	企業登記内容の公開	25
第 36 条	企業登記についての情報提供	26
第 37 条	企業登記費用の支払方法	26
第 38 条	登記資料の標準化, 転換	26
第 39 条	企業登記証明書, 企業登記内容変更確認書, 支店・経営拠点の 活動登記書, 経営拠点登記証明書の情報の訂正	27
第 40 条	資料の国家企業登記データベースへの入力による情報訂正	27
第 41 条	企業の法的状態	28
第五章	電子通信ネットワークによる企業登記	29
第 42 条	電子通信ネットワークによる企業登記	29
第 43 条	電子通信ネットワークによる企業登記の書類	30
第 44 条	デジタル署名を使用した電子通信ネットワークによる企業登記 の手順, 手続	31
第 45 条	経営登記口座を使用した電子通信ネットワークによる企業登記 の手順, 手続	31
第 46 条	デジタル署名, 経営登記口座に関連する違反処分, 不服申し立 て及び紛争解決	31
第六章	企業登記内容変更登記, 変更通知の書類, 手順, 手続	32
第 47 条	企業の本店の住所変更登記	32
第 48 条	企業名称変更登記	32

第 49 条	合名社員の変更登記	32
第 50 条	有限責任会社、株式会社の法定代表者変更登記	33
第 51 条	定款資本、持分、持分割合の変更登記	34
第 52 条	二人以上社員有限責任会社の社員変更登記	35
第 53 条	一人社員有限責任会社の所有者の変更登記	37
第 54 条	企業への売却、贈与、企業主の死亡の場合の私人企業主変更登記	38
第 55 条	私人企業主の投資資本変更登記	39
第 56 条	経営分野、業種の変更通知	39
第 57 条	非上場株式会社の発起株主の情報変更通知	39
第 58 条	非上場株式会社の外国投資家である株主の変更通知	40
第 59 条	租税登録内容変更通知	41
第 60 条	外国投資家である株主情報変更通知、外国組織の委任代表者情報変更通知、私人企業貸与通知、委任代表者情報変更通知	41
第 61 条	存続分割、吸収合併の場合の企業登記内容変更登記	41
第 62 条	支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容変更登記	42
第 63 条	企業登記書類中の情報の更新、補充	43
第 64 条	企業が書面による意見聴取の形式に従った決定を採択する場合の企業登記書類	43
第 65 条	企業登記内容変更登記、通知ができない場合	44
第七章	経営一時停止、企業登記証明書の再発給、企業の解散、企業登記証明書回収の書類、手順、手続	44
第 66 条	企業、支店、駐在事務所、経営拠点の経営一時停止登記、通知済み期限の前の経営再開	44
第 67 条	権限を有する国家機関の要請に従った経営一時停止、活動停止、経営終了	45
第 68 条	企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書の再発給 ..	45
第 69 条	正しい書類、手順、手続によらず登記した場合、又は企業登記書類で申告された情報が誠実、正確でなかった場合の処理	46
第 70 条	企業法第 207 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する場合の企業解散登記	47
第 71 条	企業登記証明書回収又は裁判所の決定による企業解散登記	48
第 72 条	支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了	49
第 73 条	被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の存在の終了	50
第 74 条	企業登記書類中の申告内容が偽りであることの確定	50

第 75 条	企業登記証明書回収の手順, 手続	51
第 76 条	企業登記証明書回収後の企業の法的状態の回復	53
第 77 条	支店, 駐在事務所活動登記証明書の回収	53
第 78 条	裁判所の破産手続開始決定, 破産宣告決定中の規定	55
第八章	経営世帯及び経営世帯の登記	56
第 79 条	経営世帯	56
第 80 条	経営世帯設立の権利及び経営世帯の登記義務	56
第 81 条	経営世帯主, 経営世帯登記に参加した世帯構成員の権利及び義務	56
第 82 条	経営世帯登記証明書	57
第 83 条	経営世帯登記コード	57
第 84 条	経営世帯登記に適用される原則	58
第 85 条	経営世帯書類の数量	58
第 86 条	経営世帯の経営拠点	58
第 87 条	経営世帯の登記	58
第 88 条	経営世帯の命名	59
第 89 条	経営世帯の経営分野, 業種	59
第 90 条	経営世帯登記内容変更登記	60
第 91 条	経営世帯の経営一時停止, 通知済み期限前の経営再開	61
第 92 条	経営世帯の活動終了	61
第 93 条	経営世帯登記証明書の回収	62
第 94 条	経営世帯登記証明書の再発給	63
第九章	施行条項	65
第 95 条	違反処分, 表彰	65
第 96 条	経営登記証明書又は経営登記及び租税登録証明書に従って活動する企業に対する経過規定	65
第 97 条	投資許可書, 投資証明書 (同時に経営登記証明書) 又はそれらに相当する法的価値を有する書類に従って活動する企業に対する経過規定	66
第 98 条	証券事業設立及び活動許可書に従って設立及び活動登記された証券会社, 証券投資基金管理会社, ベトナムにおける外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店に対する経過規定	67
第 99 条	世帯, 個人のグループが設立した経営世帯に対する経過規定 ..	67
第 100 条	施行効力	68
第 101 条	施行責任	68

政府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：01/2021/NĐ-CP

ハノイ 2021 年 1 月 4 日

企業登記に関する議定（政令）¹

2015 年 6 月 19 日の政府組織法に基づき；2019 年 11 月 22 日の政府組織法の条項を修正，補充する法律に基づき；
2020 年 6 月 17 日の企業法に基づき；
2020 年 6 月 17 日の投資法に基づき；
2019 年 6 月 13 日の租税管理法に基づき；
2010 年 6 月 16 日の金融機関法に基づき；
2017 年 11 月 20 日の金融機関法の条項を修正，補充する法律に基づき；
2019 年 11 月 26 日の証券法に基づき；
2013 年 6 月 18 日の科学技術法に基づき；
2019 年 6 月 14 日の刑事判決執行法に基づき；
2014 年 6 月 19 日の破産法に基づき；
2005 年 11 月 29 日の電子取引法に基づき；
2015 年 11 月 19 日のサイバー情報安全法に基づき；
2018 年 6 月 12 日のサイバー安全法に基づき；
計画投資省の提議に基づき；
政府は企業登記に関する議定（政令）を発行する。

第一章 総則

第 1 条 調整範囲

1. この議定（政令）は，企業登記，経営世帯の登記の書類，手順，手続に関する詳細を規定し；経営登記機関及び企業登記，経営世帯の登記についての国家管理に関して規定する。
2. 企業，支店，駐在事務所の設立登記，労働者使用の報告，社会保険加入部局コードの発給，企業の領収書使用登録との関連付けは，企業，支店，駐在

¹ 本稿は 2021 年 5 月 8 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり，個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について，仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

なお，本仮和訳では，原則として *Nghị định* を原文に忠実に「議定」と訳しているが，「政令」と呼ばれることが少なくないので，両方を併記した。

事務所の設立登記、労働者使用の報告、社会保険加入部局コードの発給、企業の領収書使用登録を協働し、関連付けすることに関して規定する政府の議定（政令）の規定に従う。

第 2 条 適用対象

1. ベトナムの法令の規定に従って企業登記を行う内国組織、個人；外国組織、個人。
2. この議定（政令）に従って経営世帯の登記をする世帯の個人、構成員。
3. 経営登記機関。
4. 租税管理機関。
5. 企業登記、経営世帯の登記に関連するその他の組織、個人。

第 3 条 用語の解釈

この議定（政令）において、以下の用語を次のように解釈する：

1. 企業登記とは、経営登記機関に対して企業設立者が設立予定の企業の情報を登記し、企業が企業登記情報の変更を登記して、国家企業登記データベースに保有することである。企業登記は、企業設立登記、支店、駐在事務所、経営拠点活動登記、及びこの議定（政令）の規定に従ったその他の各登記、通知の義務からなる。
2. 企業法第 4 条 19 項が規定する国家企業登記情報システムとは、企業登記作業サービスのための資料送付、受領、保存、表示又はその他の義務を実施するために、計画投資省が主宰し、関連機関と協働して設計、運用する企業登記についての専門業務情報のシステムである。
3. 国家企業登記データベースとは、全国的範囲の企業登記資料の結集である。企業が企業登記データベース内に保有する企業登記書類の情報及び法律上の状態は、企業のオリジナル情報としての法律上の価値を有する。
4. 書類提出者とは、この議定（政令）第 12 条が規定する企業登記の手続を実施するために企業登記の文書に署名する権限を有する者、又は企業登記の文書に署名する権限を有する者から委任を受けた者である
5. 書類のデジタル化とは、紙の様式の書類を電子書式の様式に変更することを目的として、紙の書類をスキャンすることである。

第 4 条 企業登記手続解決適用原則

1. 企業設立者又は企業は企業登記書類に記入し、企業登記書類及び各報告書に記入した各情報の合法性、誠実性、正確性について法令上の責任を負う。

2. 法定代表者²が複数である有限責任会社及び株式会社において、法定代表者は企業が順守しなければならない手続を実施し、企業法第 12 条 2 項が規定する自らの権限、義務を正しく実施する責任を負う。
3. 経営登記機関は、企業登記書類の適式性につき責任を負うが、企業登記の前後の企業の法令違反につき責任を負わない。
4. 経営登記機関は、会社の各社員、株主の間、及びそれらとその他の組織、個人との間の紛争、並びに企業とその他の組織、個人との間の紛争を解決しない。
5. 企業は、企業登記書類の企業登記申請書、企業登記内容変更通知書、決議、決定、議事録に押印をする必要はない。

第 5 条 企業設立の権利及び企業登記義務

1. 法令の規定に従った企業設立は個人、組織の権利であり、国家により保護される。
2. 企業設立者又は企業は、この議定（政令）及び関連を有する法規範文書の規定に従って企業登記、企業の設立及び活動に関する情報の公開を完全に、遅滞なく実施する義務を負う。
3. 経営登記機関及びその他の機関が、書類受領及び企業登記手続解決を行う際に、組織、個人に迷惑をかけることを厳禁する。
4. 各省、省同格機関、各級の人民評議会、及び人民委員会は、自らの部門、地方に適用する企業登記に関する各規定、文書を発行することができない。各省、省同格機関、各級の人民評議会及び人民委員会が発行した、この議定（政令）に規定に反する企業登記に関する規定は、施行効力を有さない。

第 6 条 企業登記証明書、支店、駐在事務所活動登記証明書、経営拠点登記証明書

1. 企業登記証明書、支店、駐在事務所活動登記証明書、経営拠点登記証明書は、企業、企業の支店、駐在事務所、経営拠点到に発給される。企業登記証明書、支店、駐在事務所の活動登記証明書、経営拠点登記証明書の内容は企業登記書類における情報に基づいて記載される。企業登記証明書は、同時に、企業の租税登録証明書である。企業登記証明書は経営許可書ではない。
2. 国家企業登記データベースにおいて電子資料の様式で同時に保有される企業登記証明書、支店、駐在事務所の活動登記証明書、経営拠点登記証明書は、紙による企業登記証明書、支店、駐在事務所の活動登記証明書、経営拠点登

² 「法定代表者」の原文は người đại diện theo pháp luật である。「法的代表者」と訳される例もある。

記証明書と内容が異なる場合、企業登記書類における内容に従って正しく記載された内容を有する証明書が法的価値を有する。

第 7 条 企業の経営分野、業種の記載

1. 企業設立登記の際、企業の分野、業種の補充、変更の通知の際、又は企業登記証明書移行提議の際、企業設立者又は企業は、経営分野、業種を企業登記申請書、企業登記内容通知書又企業登記証明書移行申請書に記載するため、ベトナムの経済分野系統における 4 級経済分野を選択する。経営登記機関は企業の経営分野、業種を案内、対照し、国家企業登記データベースに入力する。
2. この条 1 項に規定する 4 級経済分野の具体的内容は、ベトナムの経済分野系統を発行する政府首相の決定³に従って実施される。
3. その他の各法規範文書に規定する条件付き経営投資分野、業種について、経営分野、業種は当該各法規範文書に規定する分野、業種に従って記載される。
4. ベトナムの経済分野系統に存在しないが、その他の法規範文書に規定する経営分野、業種に対しては、当該各法規範文書に規定する経営分野、業種に従って記載される。
5. ベトナム経済分野系統に存在せず、まだその他の法規範文書に規定されていない経営分野、業種については、経営投資禁止分野、業種に属していなければ経営登記機関が国家企業登記データベースにその経営分野、業種を調査検討して入力し、同時に新しい経営分野、業種を補充するため計画投資省（統計総局）に報告する。
6. 企業が、4 級経済分野より詳細な経営分野、業種を記入する需要を有する場合、企業はベトナム経済分野系統における 4 級経済分野の一つを選択し、その後、企業の経営分野、業種の詳細を 4 級分野の下に記載するが、企業の分野、業種の詳細が選択した 4 級分野と合致することを保証しなければならない。この場合、企業の経営分野、業種は企業が記載した詳細な経営分野、業種である。
7. この条第 3 項、第 4 項に規定する経営分野、業種の記載は、この条 6 項の規定に従って実施される；その中に、詳細な経営分野、業種が、専門の法規範文書の規定に従って記載される。
8. 条件付経営投資分野、業種及び外国投資家に対する条件付市場アクセス経営投資分野、業種の国家管理並びに企業の経営条件執行の検査は、専門分野法令の規定に従った専門分野機関の権限に属する。

³ Quyết định Hệ thống ngành kinh tế Việt Nam (27/2018/QĐ-TTg) の首相決定が規定している。

第 8 条 企業コード、企業付属部局コード、経営拠点コード

1. 企業はそれぞれ、企業コードを一つ発給される。このコードは同時に企業の租税コード及び社会保険加入部局コードである。
2. 企業コードは、企業活動の全過程に存在し、その他組織、個人には再発給されない。企業が活動を終了する時、企業コードは効力を失う。
3. 企業コードは、国家企業登記情報システム、租税登録情報システムにから自動的に作成、送付、受領され、企業登記証明書に記載される。
4. 国家管理機関は、企業コードを企業についての国家管理業務及び情報交換のために統一的に使用する。
5. 企業付属部局コードは企業の支店、駐在事務所に対して発給される。このコードは、同時に、支店、駐在事務所の租税コードである。
6. 経営拠点コードは、5 桁の数から構成され、00001 から 99999 の順番で発給される。このコードは経営拠点の租税コードではない。
7. 租税についての法令違反により企業、支店、駐在事務所の租税コードの効力が終了させられた場合、税務機関が租税コードの効力終了を公開通知した日から、各経済取引において企業、支店、駐在事務所は租税コードを使用できない。
8. 2015 年 11 月 1 日の前に設立済みの各支店、駐在事務所だが、まだ付属部局コードの発給を受けていない場合、企業は 13 桁の租税コードの発給を受けるため税務機関と直接連携して、経営登記機関において規定に従った活動登記内容変更手続を実施する。
9. 投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類、証券事業設立及び活動許可書に従って設立され、活動をしている各企業については、企業コードは、税務機関が企業に対して発給した租税コードである。

第 9 条 企業登記書類の数量

1. 企業設立者又は企業は、企業登記手続を実施する時、書類を一部提出する。
2. 経営登記機関は、企業法及びこの議定（政令）の規定に従った企業登記書類以外に、企業設立者又は企業に他の書類又は文書の追加提出を要求できない。

第 10 条 企業登記書に使用する言語

1. 企業等書類の各書類、資料はベトナム語で記載する。
2. 企業登記書類に外国語で記載されたものがある場合、外国語の資料にベトナム語の翻訳文が添付されなければならない。

3. 企業登記書類の書類、資料がベトナム語と外国語で記載されている場合、ベトナム語版を企業登記手続に使用する。

第 11 条 企業登記書類における個人の法的書類

1. ベトナム市民に対して；身分証明カード⁴、人民証明書又は効力を有するベトナムの旅券。
2. 外国人に対して；効力を有する外国の旅券又は効力を有する外国の旅券に代替する価値を有する文書。

第 12 条 企業登記手続実施の委任

企業登記書類に署名する権限を有する者は、以下の規定に従って他の組織、個人に対して企業登記の実施を委任することができる。

1. 個人に対する委任の場合、企業登記書類に企業登記に関連する手続を実施する個人への委任状及び委任を受けた個人の法的書類の写しを添付しなければならない。この委任状は公証、正式化は必要ない。
2. 組織に対する委任の場合、企業登記書類に企業登記に関連する手続を実施する組織との業務提供契約の写し、その組織の企業登記に関連する手続を直接実施する個人への紹介文書の写し及びその個人の法的書類の写しを添付しなければならない。
3. 企業登記手続実施を公共郵政サービス提供部局に委任する場合、企業登記を実施する際に、郵政職員は郵政サービスを調達した企業の発行による書式に従った書類送付票の写しで郵政職員の認証の署名及び企業登記申請書の署名権限がある者の署名が入ったものを提出する。
4. 公共郵政でない郵政サービス提供部局に企業登記手続実施を委任する場合、その手続はこの条第 2 項の規定に従う。

第 13 条 予防過程に従った企業登記の発給

1. 予防過程に従った企業登記の発給は、国家企業登記情報システムを経由しないで実施される企業登記の発給である。予防過程に従った企業登記の発給は、以下の一つ又は複数が生じた場合である：
 - a) 国家企業登記情報システムが構築中、グレードアップ中である；
 - b) 国家企業登記情報システムに技術的事故が生じた；
 - c) 戦争、暴動、天災及びその他不可抗力の場合。

国家企業登記システムの事故回復又はグレードアップの予想時間に基づき、不可抗力の場合を除いて、計画投資省は予防過程に従った企業登記発給の実施をする経営登記機関に前もって通知する。

⁴ 「身分証明カード」の原文は Thẻ căn cước công dân である。

2. 経営登記機関と税務機関の間の予防過程に従った企業登記発給手続解決の協働は、紙の書類を使用する規定に従って実施する。
3. 予防過程に従った企業登記発給が終了した日から 15 営業日以内に、経営登記機関は、国家企業登記データベースにおいて、企業に発給した新しいデータ、情報を更新しなければならない。

第二章 企業登記、経営世帯登記に関する経営登記機関の任務、権限及び国家管理

第 14 条 経営登記機関

1. 経営登記機関は、省、中央直属の市（以後、省級と総称する）及び、以下から構成される区、県、市社、省に属する市（以後、県級と総称する）において組織される。
 - a) 省級において：計画投資局に属する経営登記室（以後、経営登記室と総称する）。

経営登記室は、省級の管轄範囲において経営登記室に属する書類受領と結果返却の各地点を作ることができる。
 - b) 県級において：県級人民委員会に属する財政計画室（以後、県級経営登記機関と総称する）。
2. 経営登記機関は、独自の口座と印鑑を有する。

第 15 条 経営登記室の任務、権限

1. 経営登記室は、企業登記書類の直接受領し；企業登記書類の適式性に関する責任を負い；企業登記の発給又は拒否。
2. 企業及び企業設立者に対する企業登記の書類、手順、手続に関する案内；県級経営登記機関に対する経営世帯登記の書類、手順、手続の案内。
3. 国家企業登記情報システムの作成、管理、運用の協働；その地方における企業登記資料の標準化、国家企業登記データベースの更新の実施。
4. 管理する地方の範囲内にある国家企業登記データベースが保有する企業登記についての情報の、省級人民委員会、その地方の租税管理機関、国家銀行に属するマネーロンダリング防止機関、関連を有する機関、組織、個人への法令の規定に従った供給。
5. 企業法第 216 条 1 項 c 号の規定に従った、企業法の各規定の遵守についての企業に対する報告要請。
6. 企業登記書類の内容に従った企業に対する直接の検査又は権限を有する国家機関に対する企業検査の提議。

7. 県級経営登記機関が経営世帯登記に関する任務、権限を実施することの検査、監察。
8. この議定（政令）第 67 条 1 項に従った、企業に対する条件付経営投資分野、業種、外国人投資家に対する条件付市場アクセス分野、業種の一時停止要請
9. 企業登記証明書、支店、駐在事務所の活動登記証明書の法令の規定に従った回収。
8. 法令の規定に従ったその他の組織、個人に対する経営登記。

第 16 条 県級経営登記機関の任務、権限

1. 経営世帯登記の直接の受領；書類の適式性の調査検討及び経営世帯登記の発給又は拒否。
2. 経営世帯及び経営世帯設立者に対する経営世帯登記の書類、手順、手続の案内。
3. 管轄範囲における経営世帯活動に関する情報システムの建設、管理、運用の協働；県級人民委員会、経営登記室、県級税務機関に対する管轄範囲における経営世帯登記の状況についての定期報告。
4. 法令の規定に従った、その地域の範囲における経営世帯登記に関する情報の、県級人民委員会、その地方の租税管理機関、関連を有する機関、要請をする組織、個人に対する提供。
5. 経営世帯登記書類の内容に従った経営世帯に対する直接の検査又は権限を有する国家機関に対する経営世帯検査の提議。
6. 必要がある場合、経営世帯に対するこの議定（政令）の順守についての報告要請。
7. 経営世帯が経営条件を満たさないことを発見した場合、経営世帯に対する条件付経営投資分野、業種の一時停止要請。
8. 法令の規定に従った経営世帯登記証明書の回収。
9. 法令の規定に従ったその他の組織、個人に対する経営登記。

第 17 条 企業登記に関する国家管理

1. 計画投資省：
 - a) 企業登記、経営世帯登記についての法規範文書、企業登記、経営世帯登記活動に役立つ専門、業務、標準様式、報告制度、オンライン企業登記について案内する文書の権限に従った発行、それら発行権限のある機関への提出；
 - b) 経営登記機関、経営登記業務を行う幹部及び要請する組織、個人に対する業務の案内、養成、強化；その地域における企業登記の書類のデジタル

化、資料の標準化、企業登記に関する国家企業登記データベースでの更新；

- c) 企業登記の督促、指導、監督、検査；
- d) 国家企業登記情報システムに保有される企業登記内容、企業の法律状態、財政報告及びその他の情報に関して、政府関連機関、要請をする組織、個人に対する供給。
- d) 国家企業登記情報システムの建設、管理、発展の実施；経営登記室、企業、企業設立者及びその他の組織、個人に対する国家企業登記情報システムの案内；その地方の国家企業投資登記情報システムの運用経費の捻出の案内；
- e) 国家企業登記情報システム及び租税情報システムとの関連付けの主宰、財務省との協働；
- g) 経営世帯に対する実情に符合する経営登記と租税登録手続の関連付けの研究、方法の作成の主宰、財務省との協働；
- h) 企業登記領域における国際協力

2. 財務省；

- a) 企業コード、企業付属部局コード、経営拠点コードの供給を目的とした国家企業登記情報システム及び租税情報システムとの関連付けにおける計画投資省との協働及び企業に関する情報交換；
- b) 国家証券委員会は、証券法第 135 条 1 項の規定に符合する証券会社、証券投資基金管理会社、ベトナムにおける外国証券会社の支店及び外国投資基金管理会社の支店の資料を交換して、証券会社、証券投資基金管理会社、ベトナムにおける外国証券会社の支店及び外国投資基金管理会社の支店の名簿を、証券法の規定に従った上記の対象に企業登記を実施するために経営登記機関に提供する責任を負う。

3. 各省、省同格機関、政府に属する機関は、割り当てられた役割、任務、権限の範囲内で、経営条件についての法令実施を案内する責任を有する；国家管理権に属する各経営条件を執行することについての違反を検査し、監査し、処分する；条件付経営投資分野、業種の一覧、国家管理範囲に属する経営条件を精査して省、省同格機関、政府に属する機関のウェブサイト上で公示し、国家企業登記ポータルに登載するため計画投資省に送付する。

4. 省、中央直属市の人民委員会は、この議定（政令）に規定される各任務、権限の実施を保証するために、労働力、経費、及びその他のリソースを経営登記機関に配置する。

第三章 企業、支店、駐在事務所、経営拠点の名称の登記

第 18 条 企業名の登記

1. 企業設立者又は企業は、全国の範囲で、国家企業登記データベースに登録済みの他の企業名と重複する、または混同を惹起する企業名を付けることができない。ただし、それら企業が解散している、又は企業が効力を有する裁判所の破産宣告決定を有している場合を除く。
2. 経営登記室は、法令の規定に従って、企業の登記予定名称を承認又は拒否する権限を有する。企業名称に関して重複する、混同を惹起する、規定に違反する企業名称を避けるため、経営登記室の意見が最終決定となる。経営登記室の決定に同意しない場合、行政訴訟に関する法令の規定に従って企業は提訴できる。
3. 2015 年 7 月 1 日より前に発給された投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれら相当する法的価値を有する書類に従って活動する各企業は、国家企業登記データベースにおいて登記済みの企業名称と重複、混同の惹起があるとしても、引き続き、登記済み企業名を使用し、名称変更登記を強制されない。
4. 重複する名称、混同を惹起する名称を持つ企業間で企業名称の変更登記をするための自発的な交渉を奨励し、そのために役立つ条件を創出する。

第 19 条 企業名が工業所有権を侵害する場合の処理

1. 企業名を構成するため、保護された商号、商標、地理的表示を使用することはできない。ただし、その商号、商標の所有者の承認がある場合を除く。
企業名の登記の前に、企業設立者又企業は工業所有権についての国家管理機関の商標及び地理的表示についての資料データベースにおいて保有される登記済みの商標、地理的表示を参考にする。
2. 工業所有権を侵害する企業名の確定は、知的所有権についての法令の規定に従って実施される。
企業は、企業名が工業所有権を侵害した場合、法令上の責任を負わなくてはならない。企業名が工業所有権に違反する場合、違反する名称を有する企業は企業名称を変更登記しなければならない。
3. 工業所有権の主体は、工業所有権に違反する名称を有する企業に対して企業名称を変更しなければならないと要請することを経営登記室に対して提議する文書を送付する権利を有する。その提議文書には、以下の書類の写しを添付しなければならない。
 - a) 工業所有権を侵害する企業名の使用についての権限ある機関の結論書；

- b) 商標登記証明書、地理的表示登記証明書；工業所有権についての国家管理機関により発給された保護される商標、地理的表示についての国家登記簿の抄本；工業所有権についての国家管理機関により発給された、ベトナムにおいて保護される国際登録商標証明書；要請者が工業所有対象使用権の移転を受けた者である場合は、工業所有権対象使用契約書。
4. この条第 3 項に規定する書類が全て受領された日から 10 営業日以内に、経営登記室は、工業所有権を侵害する名称を有する企業に対して、名称変更及び通知書発出の日から 2 か月以内の名称変更登記手続施行をしなければならないとする通知書を発出する。期限経過後、企業が要請に従って企業名称変更登記しない場合、経営登記室は知的所有権についての法令の規定に従った処分のため、権限を有する国家機関に通知する。
5. 違反処分権限を有する機関が、行政違反処罰決定を発出し、それに従って企業の名称変更又は違反要素の排除の強制という悪影響克服措置を適用するが、違反した組織、個人が法令の規定する期限内にその措置を実施しない場合、違反処分権限を有する機関は、企業法 216 条 1 項 c 号に従った報告を企業に要請するため、経営登記室に通知する。報告をしない企業に対して、経営登記室は、企業法 212 条 1 項 d 号に従って企業登記証明書の回収を実施する。
6. 企業名称が工業所有権を侵害する場合、経営登記室は、この条第 3 項が規定する工業所有権の主体に対して、処理の結果を通知する。
7. 計画投資省、科学技術省はこの条の詳細の案内を協働する。

第 20 条 支店、駐在事務所、経営拠点の名称の登記

1. 支店、駐在事務所、経営拠点の名称は、企業法第 40 条の規定に従って実施する。
2. ベトナム語の企業の支店、駐在事務所、経営拠点の名称のほか、外国語及び略称で登記することができる。外国語による名称はベトナム語からラテン文字の外国語の一つに訳されたものである。略称は、ベトナム語又は外国語の名称を略したものである。
3. 企業の支店、駐在事務所、経営拠点の個別の名称の部分に、công ty, doanh nghiệp を使用することはできない。
4. 国営企業は、企業再編の要請のため付属経理部局に変更される際、再編の前の、元の国営企業の名称維持を許可される。

第四章 企業登記、支店、駐在事務所、経営拠点活動登記の書類、手順、手続

第 21 条 私人企業の企業登記書類

1. 企業登記申請書。
2. 私人企業主の個人の法的文書の写し。

第 22 条 合名会社の企業登記書類

1. 企業登記申請書。
2. 会社定款。
3. 社員名簿。
4. 以下の書類の写し：
 - a) 自然人である社員は個人の法的書類；組織である社員はその組織の法的書類；委任代表者の個人の法的書類及び委任状。
外国人である社員につき、領事による合法化がされた組織の法的書類の写しが必要である。
 - b) 投資法及びその施行案内文書が規定する、外国投資家又は外国投資資本を有する経済組織による企業の設立、設立への参加の場合、投資登録証明書。

第 23 条 二人以上社員有限責任会社、株式会社の企業登記書類

1. 企業登記申請書。
2. 会社定款。
3. 二人以上社員有限責任会社につき社員名簿；株式会社につき発起株主名簿及び外国投資家の株主名簿。
4. 以下の書類の写し；
 - a) 企業の法定代表者の個人の法的書類；
 - b) 自然人である会社の社員，発起株主，外国投資家である株主の個人の法的書類；組織である会社の社員，発起株主，外国投資家である株主の組織の法的書類；組織である会社の社員，発起株主，外国投資家である株主の委任代表者の個人の法的書類及び委任状。
外国組織である社員，株主につき、領事による合法化がされた組織の書類の写しが必要である；
 - c) 投資法及びその施行案内文書の規定が規定する、外国投資家又は外国投資資本を有する経済組織による企業の設立、設立への参加の場合、投資登録証明書。

第 24 条 一人社員有限責任会社の企業登記書類

1. 企業登記申請書。
2. 会社定款。
3. 以下の書類の写し；

- a) 企業の法定代表者の個人の法的書類；
- b) 自然人である会社所有者の個人の法的書類；組織（会社所有者が国家である場合を除く）である会社所有者の組織の法的書類；委任代表者の個人の法的書類及び委任状；
外国人である会社所有者につき、領事による合法化がされた組織の書類の写しが必要である。
- c) 投資法及びその施行案内文書の規定が規定する、外国投資家又は外国投資資本を有する経済組織による企業の設立の場合、投資登録証明書。

第 25 条 消滅分割、存続分割、新設合併に基づき設立された会社の企業登記書類

1. 企業法第 198 条の規定に従って有限責任会社、株式会社を消滅分割する場合、この議定（政令）第 23 条、第 24 条に規定する書類以外に、新たな会社の企業登記書類として以下が必要である：
 - a) 企業法第 198 条の規定に従った会社の消滅分割の決議、決定；
 - b) 二人社員以上有限会社の場合は社員総会の、株式会社の場合は株主総会の、消滅分割についての議事録の写し。
2. 企業法第 199 条の規定に従って有限責任会社、株式会社を存続分割する場合、この議定（政令）第 23 条、第 24 条に規定する書面以外に、被存続分割会社の企業登記書類として以下が必要である：
 - a) 企業法第 199 条条の規定に従った会社の存続分割の決議、決定；
 - b) 二人社員以上有限会社の場合は社員総会の、株式会社の場合は株主総会の、存続分割についての議事録の写し。
3. 複数の会社が新設合併して一つの新しい会社となる場合、この議定（政令）第 22 条、第 23 条及び第 24 条が規定する文書以外に、新設合併会社の登記書類として以下が必要である：
 - a) 企業法第 200 条が規定する新設合併契約書；
 - b) 各被新設合併会社の新設合併契約書の採択の決議、決定及び二人以上社員有限責任会社、合名会社の場合は社員総会の、株式会社の場合は株主総会の、新設合併契約の採択についての議事録の写し。

第 26 条 企業の種類を転換した場合の企業登記書類

1. 私人企業を合名会社、有限責任会社、株式会社に転換する場合、転換登記の書類はこの議定（政令）第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定する書類からなるが、その中に、この議定（政令）第 22 条 4 項 b 号、第 23 条 4 項 c 号及び第 24 条 3 項 c 号が規定する投資登録証明書は含まない。転換登記書類に添付が必要な書類は以下のとおりである。

- a) その時点で未精算の全ての債務に対して自らの全ての財産による個人責任を負うことについての私人企業主の誓約文書及び期限が到来したら債務を全て精算することの誓約；
 - b) 転換した企業が引き続き契約を実施することについての、私人企業主と未精算の契約の当事者との合意文書；
 - c) 私人企業のその時点の労働者を引き継いで使用することに関する私人企業主と他の出資者との誓約文書又は合意文書；
 - d) 私人企業の資本を譲渡する場合の譲渡契約書又は譲渡完了を証明する書類；私人企業の資本を贈与する場合の贈与契約書；法令の規定に従った相続の場合、相続人の合法的相続権を確定する文書の写し；
 - d) 投資法が規定する出資、株式購入、持分購入登録を実施しなければならない場合、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式購入、持分購入を承認する投資登録機関の文書。
2. 一人社員有限責任会社から二人以上社員有限責任会社に転換する場合、転換登記書類はこの議定（政令）第 23 条が規定する書類からなるが、その中にこの議定（政令）第 23 条 4 項 c 号が規定する投資登録証明書を含まない。添付が必要な書類は以下のとおりである。
- a) 持分を譲渡する場合、譲渡証明書又は譲渡完了を証明する書類；持分を贈与する場合、贈与契約書；法令の規定に従った相続の場合、相続人の合法的相続権を確定する文書の写し；
 - b) 新たな社員が出資を追加する場合、他の個人、組織の出資追加に関する会社所有者の決議、決定又は新たな社員の出資確認文書；
 - c) 投資法が規定する出資、株式購入、持分購入登録を実施しなければならない場合、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式購入、持分購入を承認する投資登録機関の文書。
3. 二人以上社員有限責任会社から一人社員有限責任会社に転換する場合、転換登記書類はこの議定（政令）第 24 条が規定する書類からなるが、その中でその中でこの議定（政令）第 24 条 3 項 c 号が規定する投資登録証明書を含まない。添付が必要な書類は以下のとおりである：
- a) 持分を譲渡する場合、譲渡証明書又は譲渡完了を証明する書類；持分を贈与する場合、贈与契約書；法令の規定に従った相続の場合、相続人の合法的相続権を確定する文書の写し；会社の吸収合併、新設合併の場合、吸収合併契約書、新設合併契約書；
 - b) 一人社員有限責任会社の態様の活動に変更することに関する、二人以上社員有限責任会社の社員総会の決議、決定及び議事録の写し；

- c) 投資法が規定する出資，株式購入，持分購入登録を実施しなければならない場合，外国投資家，外国資本を有する経済組織の出資，株式購入，持分購入を承認する投資登録機関の文書。
- 4. 有限責任会社が株式会社に転換する場合及びその逆の場合，転換登記書類はこの議定（政令）第 23 条及び 24 条が規定する書類からなるが，その中にこの議定（政令）第 23 条 4 項 c 号及び第 24 条 3 項 c 号が規定する投資登録証明書を含まない。添付が必要な書類は以下のとおりである：
 - a) 会社転換についての，一人社員有限責任会社の場合は会社所有者の決議，決定；二人以上社員有限責任会社の場合は社員総会の決議，決定及び社員総会議事録の写し；株式会社の場合は，株主総会の決議，決定及び議事録の写し；
 - b) 株式，持分を譲渡する場合，譲渡証明書又は譲渡完了を証明する書類；株式，持分を贈与する場合，贈与契約書；法令の規定に従った相続の場合，相続人の合法的相続権を確定する文書の写し；
 - c) 新たな社員，社員の出資確認書類；
 - d) 投資法が規定する出資，株式購入，持分購入登録を実施しなければならない場合，外国投資家，外国資本を有する経済組織の出資，株式購入，持分購入を承認する投資登録機関の文書。
- 5. 企業は，種類転換の登記と同時に企業登記の内容変更登記，企業登記内容変更の通知をすることができる。この場合，企業登記書類はこの条第 1 項，第 2 項，第 3 項及び第 4 項の規定に従って実施する。

企業が種類転換の登記と同時に法定代表者変更登記を行う場合，書類に署名する者は，転換後の二人以上社員有限責任会社，合名会社は社員総会会長；一人社員有限責任会社は会社会長又は社員総会会長；株式会社は取締役会会長である。

第 27 条 経営世帯から企業への転換登記

- 1. 経営世帯からの企業設立登記は企業が本店を置くことを予定する地の経営登記室で実施する。
- 2. 経営世帯からの企業設立登記の書類は経営世帯登記証明書の原本，租税登録証明書の写し及びこの議定（政令）第 21 条，第 22 条，第 23 条及び第 24 条が規定する，企業の種類ごとに相当する書類からなるが，その中に，この議定（政令）第 22 条 4 項 b 号，第 23 条 4 項 c 号，第 24 条 3 項 c 号が規定する投資登録証明書を含まない。経営世帯からの転換にあたり，外国人投資家，外国投資資本を有する組織が投資法の規定する出資，株式購入，持分購入登録を実施しなければならない場合に出資，株式購入，持分購入に参加す

る場合は、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式購入、持分購入を承認する投資登録機関の文書が必要である。

3. 企業登記証明書を発給した日から 2 営業日以内に、経営登記室は企業登記証明書の写し及び経営世帯登記証明書の原本を、経営世帯の活動を終了するため、経営世帯が所在する地の県級経営登記機関に送付する。

第 28 条 社会企業の登記の書類、手順、手続

1. 社会企業、社会企業の支店、駐在事務所、経営拠点の登記の書類、手順、手続は、企業の種類ごとにこの議定（政令）の規定に従う。以下の者が署名をした社会、環境の目標実施の誓約書を添付しなければならない：
 - a) 私人企業の場合：私人企業主；
 - b) 合名会社の場合：各合名社員；
 - c) 有限責任会社の場合：社員が自然人である場合は各社員；社員が組織である場合は、法定代表者又は委任代表者；
 - d) 株式会社の場合：発起株主が自然人である場合はその発起株主。他の自然人である株主が上記の誓約内容に同意し、誓約書文書上に署名を望む場合は発起株主と共にその株主；発起株主が組織の場合、法定代表者又は委任代表者。組織であるその他の株主が、上記の誓約書内容に同意し、誓約書文書上に署名を望む場合は発起株主と共にその株主の法定代表者又は委任代表者。

経営登記室は、企業に対して企業登記証明書を発給する時に、社会、環境目標を実施する誓約書を国家企業登記ポータル上に登載する。

2. 会社が社会企業に転換する場合、企業は本店を置く地の経営登記室に書類を提出する。書類は以下の書類からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した社会、環境目標を実施する誓約書；
 - b) 誓約内容の採択に関する、二人以上社員有限責任会社、合名会社の場合、社員総会の決議、決定及び議事録の写し；株式会社の場合、株主総会の決議、決定及び議事録の写し；一人社員有限責任会社の場合、会社所有者の決議、決定；

経営登記室は、書類を受け取った日から 3 営業日以内に、国家企業登記データベースの情報を更新し、社会、環境目標を実施する誓約を国家企業登記ポータル上に登載する。

3. 社会、環境目標を実施する誓約の内容を変更する場合、変更決定の日から 5 営業日以内に、社会企業は本店を置く地の経営登記室に通知しなければならない。通知に添付が必要な書類は以下のとおりである。
 - a) 企業の法定代表者の署名がある修正、補充をした社会、環境目標の誓約；

- b) 誓約の変更内容の採択に関する、二人以上社員有限責任会社、合名会社の場合、社員総会の決議、決定及び議事録の写し；株式会社の場合、株主総会の決議、決定及び議事録の写し；一人社員有限責任会社の場合、会社所有者の決議、決定。

経営登記室は、通知を受け取った日から 3 営業日以内に、国家企業登記データベースの情報を更新し、社会、環境目標を実施する修正、補充された誓約を国家企業登記ポータル上に登載する。

4. 社会、環境目標を実施する誓約を終了する場合、終了決定の日から 5 営業日以内に、社会企業は本店を置く地の経営登記室に通知しなければならない。通知に添付が必要な書類は以下のとおりである：終了の理由が明記された誓約の終了に関する、二人以上社員有限責任会社、合名会社の場合、社員総会の決議、決定及び議事録の写し；株式会社の場合、株主総会の決議、決定及び議事録の写し；一人社員有限責任会社の場合、会社所有者の決議、決定、又は権限を有する国家機関の決定。
5. 社会企業の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併の書類、手順、手続はこの議定（政令）の規定に従う。企業の消滅分割、存続分割、新設合併により新たな社会企業を設立する場合は、この条第 1 項の規定する社会、環境目標を実施する誓約書を追加しなければならない。社会企業が消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併により社会、環境目標を実施する誓約を終了する場合、この条第 4 項の規定する書類の追加が必要である。
6. 社会企業の解散の書類、手順、手続はこの議定（政令）の規定に従う。社会企業が受け取った財政的援助、支援の財産が残っている場合、解散書類にはその財産の処理に関する資料の写しが追加される必要がある。
7. 社会保護機関、社会基金、慈善基金からの転換に基づく社会的企業の登記は、社会的企業が本社を置く予定地の経営登記室で実施する。企業登記書類はこの条第 1 項の規定する書類からなるが、その中で、この議定（政令）第 22 条 4 項 b 号、第 23 条 4 項 c 号、第 24 条 3 項 c 号の規定する投資登録証明書を含まない。添付が必要な書類は以下のとおりである：
- a) 社会保護機関、社会基金、慈善基金の設立許可書を発給した、権限を有する機関の社会企業への転換許可決定文書；
- b) 社会保護機関の設立登記証明書、社会基金、慈善基金の設立許可書及び定款公認文書；
- c) 租税登録証明書の写し；
- d) 投資法の規定する出資、株式購入、持分購入登録を実施しなければならない場合に出資、株式購入、持分購入に参加する場合は、外国投資家、

外国資本を有する経済組織の出資、株式購入、持分購入を承認する投資登録機関の文書。

企業登記証明書を発給した日から 2 営業日以内に、経営登記室は企業登記証明書の写し及び社会保護機関の設立登記証明書、社会基金、慈善基金の設立許可書及び定款公認文書の正本を、社会保護機関、社会基金、慈善基金の活動を終了するため、社会保護機関、社会基金、慈善基金の設立許可書を発給した、権限を有する機関に送付する。

第 29 条 外国与信機関、外国銀行の支店、外国信用組織の駐在事務所、銀行の活動を行うその他の外国組織の企業登記書類、手順、手続

1. 与信機関⁵、与信機関の支店、駐在事務所、経営拠点の企業登記の書類、手順、手続、信用組織の経営拠点設立の通知は、それぞれの企業の種類に応じたこの議定（政令）の規定に従って実施し、添付書類としてベトナム国家銀行が発給した許可証又は承認文書の写しが必要である。
2. 外国銀行の支店、外国与信機関の駐在事務所、銀行の活動を行うその他の外国組織の活動登記、活動登記内容変更登記の書類は、この議定（政令）第 31 条 1 項 a 号、c 号及び第 62 条 2 項に従って実施し、添付書類としてベトナム国家銀行が発給した許可証又は承認文書の写しが必要である。
3. 効力を有する許可書回収決定の日から 7 営業日以内に、外国与信機関、外国銀行の支店、外国与信機関の駐在事務所、銀行の活動を行うその他の外国組織は、企業の解散、支店・駐在事務所の活動終了の通知を与信機関、支店、駐在事務所の住所地の経営登記室に送付する。通知の添付書類として、外国与信機関、外国銀行の支店が解散する場合はベトナム国家銀行の整理終了決定及び許可書回収決定の写し；外国与信機関の駐在事務所、銀行の活動を行うその他の外国組織が活動を終了する場合は許可書回収決定の写しが必要である。
4. ベトナム国家銀行が特別検査を受けた与信機関の代表者を指定する場合、法定代表者変更書類はこの議定（政令）第 50 条の規定に従って実施される。その際、一人社員有限責任会社については会社所有者の決議、決定、二人以上社員有限責任会社については社員総会の決議、決定、議事録の写し、株式会社については株主総会の決議、議事録の写し又は取締役会の決議、決定、議事録の写しは、ベトナム国家銀行による与信機関の取締役会会長、社員総会会長又は総社長（社長）に代わる者の指定の決定の写しに代替される。
5. 首相又はベトナム国家銀行の決定に従って、ベトナム国家銀行が、特別検査を受けた信用組織への出資、株式購入について、直接参加する、又はその

⁵ 「与信機関」の原文は tổ chức tín dụng である。

他の方法で信用組織を指定して参加させる場合、企業登記内容変更登記書類はこの議定（政令）の相当する規定に従って実施され、その際、一人社員有限責任会社の会社所有者の決議、決定、二人以上社員有限責任会社の社員総会の決議、決定、議事録の写し、株式会社の株主総会の決議、議事録の写し又は取締役会の決議、決定、議事録の写し、譲渡契約書又は譲渡完了を証明する書面は、政府首相又はベトナム国家銀行の決定の写しに代替される。

第 30 条 証券会社、証券投資基金管理会社、証券投資会社、ベトナムに所在する外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店の企業登記書類、手順、手続

1. 証券会社、証券投資基金管理会社、証券投資会社、証券会社・証券投資基金管理会社の支店、駐在事務所、経営拠点の企業登記の書類、手順、手続はそれぞれの企業の種類に応じてこの議定（政令）の規定に従い、添付書類として設立及び活動許可書の写し、又は国家証券委員会の承認文書が必要である。
2. ベトナムに所在する外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店の活動登記、活動登記変更登記の書類はこの議定（政令）第 31 条 1 項 a 号、c 号及び第 62 条 2 項の規定に従い、添付書類として設立及び活動許可書の写し、又は国家証券委員会の承認文書が必要である。
3. 証券会社、証券投資基金管理会社、ベトナムに所在する外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店が設立及び活動許可書を回収される場合、国家証券委員会は、証券法第 95 条 4 項が規定する活動登記証明書、支店活動登記証明書の回収をするために、証券会社、証券投資基金管理会社、ベトナムに所在する外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店の住所地の経営登記室に通知する。経営登記室は、この議定（政令）第 75 条 6 項及び第 77 条 5 項が規定する企業登記証明書、支店活動登記証明書の回収を実施する。

第 31 条 支店、駐在事務所の活動登記、経営拠点設立通知の書類、手順、手続

1. 支店、駐在事務所の活動登記の書類
企業は、支店、経営拠点を置く地の経営登記室に支店、経営拠点活動登記書類を提出する。書類は以下からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した、支店、駐在事務所の設立通知；
 - b) 支店、駐在事務所の設立に関する、二人以上社員有限責任会社、合名会社につき社員総会の決議、決定の写し及び議事録の写し、株式会社につき取締役会の決議、決定の写し及び議事録の写し；一人社員有限責任会社につき会社所有者の決議、決定の写し；
 - c) 支店、駐在事務所の長となる者の個人の法的書類。

2. 経営拠点設立通知

- a) 企業は、本店又は支店を置く地と異なる住所に経営拠点を設立することができる；
 - b) 経営拠点設立決定の日から 10 日以内に、企業は経営拠点を置く地の気鋭登記室に経営拠点設立の通知を送付する；
 - c) 経営拠点が企業に直属する場合は、法定代表者が経営拠点設立通知に署名し、経営拠点が支店に直属する場合は、支店の長が経営拠点設立通知に署名する。
3. 適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は支店、駐在事務所の登記証明書を発給し、国家企業登記データベースの経営拠点に関する情報を更新する。企業に需要がある場合、経営登記室は経営拠点登記証明書を企業に発給する。書類が適式でない場合、経営登記室は文書で修正、補完すべき内容を企業に通知する。
4. 企業が外国に支店、駐在事務所を設立する場合は、その国の法律に従う。外国に支店、駐在事務所を設立した日から 30 日以内に、企業は本店を置く地の経営登記室に文書で通知しなければならない。通知の添付書類として支店、駐在事務所の活動登記証明書の写し、又はそれに相当する書類が必要である。経営登記室は、通知を受け取った日から 3 営業日以内に、国家企業登記データベース中の企業の支店、駐在事務所の情報を更新する。

第 32 条 企業登記書類の受領、処理

1. この議定（政令）の規定に従って企業登記書類を提出する者は、企業が本店を置く地の経営登記室に書類を提出する。
2. 企業登記書類は、以下の条件を全て満たす場合に、国家企業登記情報システムに情報を入力するために受領される：
 - a) この議定（政令）の規定に従った文書が全てである；
 - b) 企業登記申請書、企業登記内容変更登記申請書、企業登記内容変更通知に企業名が書き入れられている；
 - c) 企業登記書類提出者の連絡住所がある；
 - d) 規定に従った企業登記費用を全額納入した。
3. 企業登記書類の受領の後、経営登記室は書類受領についての受領書を書類提出者に交付する。
4. 書類受領についての受領書を交付した後、経営登記室は全て、正確に、企業登記書類の情報を入力し、書類の適式性を審査し、企業登記書類におけるデジタル化された各文書を国家企業登記情報システムに登載する。
5. 企業設立者又は企業は、企業登記書類の国家企業登記情報システム上での承認が終わっていない場合は企業登記手続を中止することができる。この場

合、企業登記申請書への署名権限を持つ者は登記手続実施中止提議書を書類を提出した経営登記室に送付する。提議書を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は検討して、企業登記手続停止に関する通知を企業に発出し、国家企業登記情報システムの規定に従って企業登記書類を破棄する。企業登記手続実施中止を拒否する場合、経営登記室は企業設立者又は企業に対して拒否理由を明記した文書の通知を発出する。

第 33 条 企業登記証明書、企業登記内容変更確認書の発給期限

1. 経営登記室は、適式な書類の受領日から 3 営業日以内に、企業登記証明書、企業登記内容変更確認書を発給し、国家企業登記データベースの企業登記内容変更の情報を更新する。
2. 書類がまだ適式でない、又は登記を請求する企業名称が規定通りに正しくない場合、経営登記室は内容の修正、補充を企業設立者又は企業に対して書類の受領日から 3 営業日以内に文書で通知しなければならない。経営登記室は、企業が提出する書類それぞれに対する企業登記書類修正、補充要請の全てを、企業登記書類修正、補充要請通知 1 部に記入する。
3. 期限を経過したが企業登記証明書、企業登記内容変更確認書が発給されない、国家企業登記データベース企業登記内容が変更されない又は企業登記書類の修正、補充要請通知がされない場合、企業設立者又は企業は、不服申し立て、告発についての法令に従って、不服申し立て、告発をする権利を有する。

第 34 条 企業登記証明書の発給

1. 企業は、企業法第 27 条 1 項の規定に従った各条件を全て満たす時、企業登記証明書の発給を受ける。
2. 企業登記証明書上の各情報は、経営登記室が企業登記証明書を発給した日から法律上の価値を有する。条件付経営投資分野、業種を除き、企業は企業登記証明書が発給された日から経営活動の権利を有する。企業が企業登記証明書発給日より後の日を経営活動開始日として登記した場合、企業が登記した日から経営活動することができる。但し、条件付き経営投資分野、業種の場合を除く。
3. 企業は、経営登記室に企業登記証明書の写しを請求する権利を有し、規定に従って費用を納入しなければならない。
4. 企業が新たな企業登記証明書の発給を受けた場合、それ以前の企業登記証明書は効力を失う。

第 35 条 企業登記内容の公開

1. 公開される内容は企業法第 32 条 1 項及び 2 項が規定する。
2. 公開される情報は国家企業登記ポータル上に登載する企業登記内容である。
3. 企業登記内容公開の申請及び企業登記内容公開の費用の納入は企業が企業登記書類を提出する時点に行われる。企業登記が認められない場合、企業が企業登記内容公開の費用を払い戻される。

第 36 条 企業登記についての情報提供

1. 以下からなる情報は国家企業登記ポータル上で、公開的に無料で提供される（アドレス <https://dangkykinhdoanh.gov.vn>）：企業名称；企業コード；本店住所；経営分野，業種；法定代表者の氏名；企業の法的状態。
2. 企業法第 33 条 1 項が規定する企業登記情報の提供を受ける必要がある組織、個人は、情報提供を受けるために情報提供申請書を国家企業登記ポータル、経営登記に関する国家機関又は省級の経営登記機関に送付する。

経営登記に関する国家機関は国家企業登記情報システム上に保有する企業に関する情報を提供する。省級の経営登記機関はその管理する地方における国家企業登記データベース上に保有する情報を提供する。

第 37 条 企業登記費用の支払方法

1. 企業登記書類提出者は、企業登記書類の提出と同時に企業登記費用を納入する。企業登記費用は経営登記室で直接支払う、又は経営登記室の口座に振り込む、又は電子決済サービスを使用して納入することができる。企業登記費用は、企業が企業登記証明書を発給されなかった場合、企業に対して払い戻されない。
2. オンラインでの費用決済方式は、国家企業登記ポータル上において実施できる。電子決済サービス費用は企業登記費用、企業登記情報提供費用及び企業登記内容公開費用に含まれない。
3. 電子決済サービス利用過程で過誤が発生した時は、組織、個人は、その解決を得るため、費用清算をするため電子決済サービスを供給する中間組織に連絡してオンラインで費用清算する。
4. 財務省は、受領する金額、受領・納入・管理の制度について案内し、企業登記費用、企業登記に関する情報提供及び内容公開費用の使用が、国家企業登記情報システムの向上、維持、運用を保証することを主宰し、計画投資省と協働する。

第 38 条 登記資料の標準化、転換

1. 資料の標準化とは、国家企業登記データベース内の企業登記情報、企業の法的状態を精査、比較対照、補充、訂正を段階的に行うことである。

2. 経営登記証明書、経理登録及び租税登録証明書の情報は経営登記室に保存され、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）、それらに相当する法的価値を有する法的書類、証券事業の設立及び活動の許可書の経営登記内容についての情報は転換されて国家企業登記情報システムに入力しなければならない。経営登記室、投資登録機関、国家証券委員会における登録情報は資料の転換実施に過程において企業に関するオリジナルの情報である。
3. 国家企業登記情報システムにおける企業登記情報が、資料転換の過程で企業登記証明書、書面の企業登記書類と比較して少なく、正確でない場合、経営登記室は規定に従って情報の補充、更新をすることを企業に案内し、又はそれらを直接行う。
4. 資料標準化業務、資料のデジタル化、企業登記資料の更新及び補充は経営登記室の年次計画に従って実施する。
5. 計画投資省はこの条の施行詳細を案内する。

第 39 条 企業登記証明書、企業登記内容変更確認書、支店・経営拠点の活動登記書、経営拠点登記証明書の情報の訂正

1. 企業が企業登記証明書上の内容が企業登記書類と比較して正確ではないことを発見した場合、企業は情報訂正提議文書を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。経営登記室は企業の提議文書の情報が正確である場合は、その提議文書を受け取った日から 3 営業日以内に企業登記証明書を再発給する。
2. 経営登記室が企業登記証明書上の内容が企業登記書類と比較して正確ではないことを発見した場合、経営登記室は企業登記証明書上の内容訂正について通知を企業に送付し、通知送付日から 3 営業日以内に、その企業に対する企業登記証明書の発給を実施する。
3. 企業登記内容変更確認書、支店・経営拠点の活動登記書、経営拠点登記証明書上の情報及び国家企業登記データベースが保有する企業登記に関する情報の訂正は、この条第 1 項、第 2 項の規定に従って実施する。

第 40 条 資料の国家企業登記データベースへの入力による情報訂正

1. 企業が、資料を国家企業登記データベースへの入力する過程で、国家登記情報データベースの企業登記情報内容が企業登記証明書、経営登記証明書、経営登記及び租税登録証明書、投資証明書（同時に経営登記証明書）、投資許可書又は相当する価値を有する書類、証券事業設立及び活動許可書と比較して少ない、正確でないことを発見した場合、企業は訂正提議文書を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。添付書類として、企業登記証明書、経営登記証明書、経営登記及び租税登録証明書、投資証明書（同時に経営登

記証明書)、投資許可書又は相当する価値を有する書類、証券事業設立及び活動許可書の写しが必要である。

企業の訂正提議文書を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は国家企業登記データベースの企業登記情報を補充、訂正する責任を負う。

2. 経営登記室が、国家企業登記データベースの企業登記情報内容が資料を国家企業登記データベースへの入力する過程の証明書と比較して十分でなく、正確でないことを発見した場合、その発見の日から 3 営業日以内に、経営登記室は国家企業登記データベースの企業登記情報の内容を補充し、訂正する。

第 41 条 企業の法的状態

国家企業登記データベースの企業の法的状態は以下からなる

1. 「経営一時停止」は、企業法第 206 条 1 項が規定する経営の一時停止を行っている企業の法的状態である。「経営一時停止」の法的状態となる日は、企業が一時停止の最初の登記をする日である。「経営一時停止」の法的状態が終わる日は、企業が通知していた一時停止期間が終了した日又は通知していた期間の終了前に企業が経営継続登記をした日である。
2. 「登記した住所での経営活動がない」は、租税管理機関及び関連する部局の検査、確認業務を経て、登記をした住所での企業を認識できないという法的状態である。登記した住所での経営活動がない企業の情報は税務機関が経営登記機関に提供する。変更、更新、法的状態の変化の時点、その終了の時点は租税管理機関が決定する。租税管理機関は、企業の「登記した住所での経営活動がない」法的状態を国家企業登記情報システムと連携した租税登録情報システムを通じて、経営登記機関に対して提供、更新する責任を負う。経営登記機関は租税管理機関が提供する法的状態を国家企業登記データベースに入力し、更新する責任を負う。
3. 「租税管理に関する強制措置により企業登記証明書が回収された」は、経営登記室が租税管理機関の租税管理に関する行政決定を施行する強制措置の実施に関する提議に従って企業登記証明書回収の決定を企業に発出した法的状態である。「租税管理に関する強制措置により企業登記証明書が回収された」法的状態となる日は、経営登記室が企業登記証明書回収決定を発出した日である。「租税管理に関する強制措置により企業登記証明書が回収された」法的状態が終了する日は、租税管理に関する法令に従った租税管理機関の提議文書に基づき、経営登記室が企業の法的状態を回復した日である。
4. 「解散、消滅分割、新設合併、吸収合併の途中である」は、企業法第 208 条 3 項が規定する解散決議、決定がある；経営登記室が企業登記証明書回収の決定を企業に発出した。ただし租税管理機関の租税管理に関する強制措置

回収の場合を除く；企業法第 209 条 1 項が規定する裁判所の決定に従って企業が解散する；企業が消滅分割、新設合併、吸収合併され、決算手続中であり、消滅分割、新設合併、吸収合併により租税義務を税務機関に移転している、法的状態である。「解散、消滅分割、新設合併、吸収合併の手続き中である」法的状態への移転確定する時点は、企業が解散手続を実施している；消滅分割後の新会社、新設合併会社、吸収合併会社が企業の消滅分割、新設合併、吸収合併に基づき企業登記をできる状態であると経営登記室が国家企業登記データベース上に通知した時点である

5. 「破産手続中である」は、破産に関する法令の規定に従って裁判所が破産手続開始決定をした企業の法的状態である。「破産手続中である」法的状態への移転確定時点は、経営登記室が企業の法的状態を破産手続中であると国家企業登記データベース上で更新した時点である。

6. 「解散、破産終了済み、存在終了」は、規定に従った解散手続が完成して経営登記室が企業法第 208 条 8 項、第 209 条 5 項の規定に従って法的状態を更新した；企業が、破産に関する法令の規定に従って裁判所の破産宣告決定を得た；企業が、企業法第 198 条 5 項、第 200 条 5 項、第 201 条 4 項に従った消滅分割、新設合併、吸収合併により存在を終了したという法的状態である。「解散、破産終了済み、存在終了」法的状態への移転確定時点は、経営登記室が企業の法的状態を国家企業登記データベース上で更新した時点である。

7. 「活動中」は、企業登記証明書の発給を得ており、この条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項が規定する法的状態に属さない法的状態である。

第五章 電子通信ネットワークによる企業登記

第 42 条 電子通信ネットワークによる企業登記

1. 電子通信ネットワークによる登記とは、企業設立者又は企業が国家企業登記ポータルを通じて企業登記を行うことである。組織、個人は、電子通信ネットワークによる企業登記のため、電子取引に関する法令の規定に従ったデジタル署名の使用、又は経営登記口座⁶の使用を選択することができる。
2. 企業法第 26 条 4 項が規定する経営登記口座は、企業登記申請書に署名する権限を有する者がデジタル署名を使用しない場合に、電子通信ネットワークによる企業登記書類を確実にするために使用される口座である。経営登記口座は国家企業登記情報システムで作成され、電子通信ネットワークによる企業登記をするために個人に発給される。個人は国家企業登記情報システムに

⁶ 「経営登記口座」の原文は Tài khoản đăng ký kinh doanh である。

アクセスして経営登記口座を作る。経営登記口座の発給を受けるために国家企業登記情報システムに入力した情報は、個人の法的書類上の情報に従って漏れがなく、正確である必要があり、国家企業登記システムの書類提出者を確実に保証する水準を順守しなければならない。

3. 一つの経営登記口座は一人のみに対して発給される。経営登記口座の発給を受ける者は、経営登記口座の発給を受けて使用するために、登記情報の正確性、合法性につき法的責任を負う。
4. 経営登記室は、情報を検索して電子通信ネットワークによる登記を行う組織、個人のために便利な条件を創設する。

第 43 条 電子通信ネットワークによる企業登記の書類

1. 電子通信ネットワークによる企業登記の書類は、この議定（政令）が規定する資料であり、電子形式で実施する。電子通信ネットワークによる企業登記の書類は紙の企業登記書類と同じ法的価値を有する。
2. 電子文書は、紙の文書から作成又はデジタル化された、紙の文書の内容を正確、完全に表現するデータメッセージ形式の文書である。電子文書のフォーマットとして“.doc”，“.docx”又は“.pdf”を使うことができる。
3. 電子通信ネットワークによる企業登記の書類は、以下の要請を満たす場合に承認される。
 - a) 各書類が全てあり、紙の書類と同様にその書類の内容が規定に従って記載されており、電子形式で表現されている。電子文書の名称は紙の書類の種類に対応するものでなければならない。企業登記申請書に署名する権限を有する者、企業登記書類に署名をする社員、発起株主、外国投資である株主又はその他の者は、電子文書上で直接デジタル署名をする、又は紙の書面、この条第 2 項のフォーマットに従った紙の書面のスキャンに署名をすることができる。
 - b) 国家企業登記ポータル上に記載されている企業登記情報は、紙の書類の情報に従って量は十分で質が正確でなければならない；書類提出者の電話番号、電子メールアドレスを含まなければならない。
 - c) 電子通信ネットワークによる企業登記の書類は、企業登記申請書の署名権限を有する者又はその者から企業登記手続実施の委任をうけた者のデジタル署名又は経営登記口座によって確認されなければならない。企業登記手続の委任の場合、企業登記書類にこの議定（政令）第 12 条の規定する書類、資料の添付が必要である。
4. 電子通信ネットワークによる企業登記の書類を企業が修正、補充する期限は、経営登記室が書類修正、補充要請の通知を発出した日から 60 日である。

上記の期限が経過しても、企業の修正、補充を受け取らなかった場合、国家企業登記情報システムの規定に従って経営登記室は企業登記書類を破棄する。

第 44 条 デジタル署名を使用した電子通信ネットワークによる企業登記の手順、手続

1. 書類を提出する者は、電子通信ネットワークを通じて情報を申告し、電子文書をダウンロードし、企業登記書類に認証の署名をして、国家企業登記ポータル上の規定に従った企業登記費用を支払う。
2. 企業登記書類の送付を終えた後、書類提出者は電子通信ネットワークによる企業登記書類の受領書を受け取る。
3. 企業登記発給条件を全て満たす場合、経営登記室は企業登記を実施してそれを企業に通知する。企業登記発給条件を全て満たしていない場合、経営登記室は電子通信ネットワークを通じて書類の修正、補充を要請する通知を企業に送付する。
4. 電子通信ネットワークを通じた企業の支店、駐在事務所の登記、経営拠点設立の通知はこの議定（政令）の規定に従って実施する。

第 45 条 経営登記口座を使用した電子通信ネットワークによる企業登記の手順、手続

1. 情報を申告するために経営登記口座を使用して書類を提出する者は、電子通信ネットワークを通じて電子文書をダウンロードし、企業登記書類に認証の署名をして、国家企業登記ポータル上の規定に従った企業登記費用を支払う。経営登記口座を使用して電子通信ネットワークを通じて委任により企業登記を実施する場合、電子通信ネットワークを通じた登記書類提出を認証するため委任状には委任者に関する情報が記載されていなければならない。
2. 企業登記書類の送付を終えた後、書類提出者は電子通信ネットワークによる企業登記書類の受領書を受け取る。
3. 企業登記発給条件を全て満たす場合、経営登記室は企業登記を実施してそれを企業に通知する。企業登記発給条件を全て満たしていない場合、経営登記室は電子通信ネットワークを通じて書類の修正、補充を要請する通知を企業に送付する。
4. この条が規定する電子通信ネットワークによる企業登記の規定は、企業の支店、駐在事務所の活動の登記、経営拠点設立の通知にも適用される。

第 46 条 デジタル署名、経営登記口座に関連する違反処分、不服申し立て及び紛争解決

1. デジタル署名，経営登記口座の管理，使用に関連する各紛争，不服申し立て及び違反行為の確定及び処分は法令の規定に従って実施する。
2. 経営登記機関，経営登記に関する国家機関は，経営登記口座の発給を得るための情報申告及び経営登記口座の使用に関する，企業，企業設立者，書類提出者の違反について責任を負わない。

第六章 企業登記内容変更登記，変更通知の書類，手順，手続

第 47 条 企業の本店の住所変更登記

1. 本店住所を異なる区，県，省，中央直轄市に変更して租税管理機関を変更する登記の前に，企業は租税についての法令の規定に従った地点変更に関連する税務機関に対する各手続きを実施しなければならない。
2. 企業が本店住所地を変更する場合，企業は企業登記内容変更書類を企業が新たに住所を置く地の経営登記室に送付する。書類は以下からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 企業の本店住所移転に関する，一人社員有限責任会社については会社所有者の決議，決定；二人以上社員有限責任会社，合名会社については社員総会の決議，決定及び議事録の写し；株式会社については株主総会の決議，決定及び議事録の写し。
3. 企業登記書類を受け取った後，経営登記室は受領書を発行し，規定に従って書類の適式性を検査して企業登記証明書を企業に発給する。

第 48 条 企業名称変更登記

1. 企業の名称変更の場合，企業は企業登記内容変更登記書類を企業が本店を置く地の経営企画室に送付する。書類は以下からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 企業の名称変更に関する，一人社員有限責任会社については会社所有者の決議，決定；二人以上社員有限責任会社，合名会社については社員総会の決議，決定及び議事録の写し；株式会社については株主総会の決議，決定及び議事録の写し。
2. 企業登記書類を受け取った後，変更登記をする企業の名称が企業名称に関する法令の規定に反しない場合は，経営登記室は受領書を発行し，規定に従って書類の適式性を検査して企業登記証明書を企業に発給する。
3. 企業名称の変更は企業の権利及び義務を変更しない。

第 49 条 合名社員の変更登記

1. 企業法 第 185 条及び第 186 条の規定に従って合名社員の資格が終了し、新しい合名社員を受け入れる場合、合名会社は企業登記内容変更登記書類を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。書類は以下からなる。
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 企業法第 25 条が規定する合名会社の社員名簿，その中に出資社員に関する申告内容は含まない；
 - c) 新たな合名社員の個人の法的書類の写し。
2. 企業登記書類を受け取った後，経営登記室は受領書を発行し，規定に従って書類の適式性を検査して企業登記証明書を企業に発給する。

第 50 条 有限責任会社，株式会社の法定代表者変更登記

1. 法定代表者を変更する場合，会社は企業登記内容変更登記書類を会社が本店を置く地の経営登記室に送付する。書類は以下からなる：
 - a) 法定代表者変更通知；
 - b) 新たに法定代表者となる者の個人の法的文書の写し。
 - c) 企業の法定代表者変更に関する，一人社員有限責任会社については会社所有者の決議，決定；二人以上社員有限責任会社については社員総会の決議，決定及び議事録の写し；法定代表者変更が，法定代表者の氏名，署名の変更に加えて企業法第 24 条が規定する株式会社の定款内容の変更となる場合，企業の法定代表者変更に関する株主総会の決議及び議事録の写し；法定代表者変更が，法定代表者の氏名，署名の変更に加えて企業法第 24 条が規定する株式会社の株式会社の定款内容の変更とならない場合，企業の法定代表者変更に関する取締役会の決議，決定及び議事録の写し。
2. 法定代表者の変更通知に署名するのは，以下の個人である：
 - a) 一人社員有限責任会社は，社員総会会長又は会社会長；
 - b) 二人以上社員有限責任会社は，社員総会会長。社員総会会長が法定代表者である場合，通知の署名者は社員総会が選出した新しい社員総会会長；
 - c) 株式会社は，取締役会会長。取締役会会長が法定代表者である場合，通知の署名者は取締役会が選出した新しい取締役会会長；
 - d) 社員総会会長，取締役会会長が欠席，又は自らの権利，義務を実施できない場合，法定代表者通知の署名者は社員総会会長，取締役会会長が委任した者である。委任された社員がいない場合，又は社員総会会長，取締役会会長が死亡し，失踪し，勾留され，懲役刑を執行中であり，強制麻薬中毒治療施設，矯正教育施設で行政処分を執行され，居所を離れて身を隠し，民事行為能力を制限若しくは喪失した，行為認識制御困難になった，裁判所により職務を担当すること，経営を行うこと，一定の業務を行うことを禁じられた場合，法定代表者通知の署名者は企業法第 56 条 4 項，第 80 条 3

- 項及び第 156 条 4 項が規定する社員総会会長、取締役会会長を一時的に行う者として選出された者である。
3. 企業法第 12 条 6 項が規定する法定代表者の変更登記の場合、その登記書類はこの条第 1 項が規定する書類からなり、その中で社員総会の決議、議決は会社の法定代表者が死亡し、失踪し、勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行され、居所を離れて身を隠し、民事行為能力を制限若しくは喪失した、行為認識制御困難になった、裁判所により職務を担当すること、経営を行うこと、一定の業務を行うことを禁じられたことを確認する文書に代替される。
 4. 登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査して企業に企業登記証明書を発給する。

第 51 条 定款資本、持分、持分割合の変更登記

1. 有限責任会社、株式会社、合名会社が定款資本を変更する場合、会社は企業登記内容変更書類を会社が本店を置く地の経営登記室に送付する。書類は以下からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 定款資本変更に関する、一人社員有限責任会社については会社所有者の決議、決定；二人以上社員有限責任会社、合名会社については社員総会の決議、決定及び議事録の写し；株式会社については株主総会の決議、決定及び議事録の写し；
 - c) 投資法が規定する出資、株式・持分購入登録手続を実施しなければならない場合は、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式・持分購入を承認する投資登録機関の文書。
2. 二人以上社員有限責任会社、合名会社の社員の持分、持分割合の変更登記をする場合、会社は企業登記内容変更登記書類を会社が本店を置く地の経営登記室に送付する。書類は以下からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 二人以上社員有限責任会社の社員名簿；出資社員に関する申告を含まない合名社員名簿。各名簿は変更する持分を有する社員の署名を含まなければならないが、持分を変更しない社員の署名を含むことを強制されない；
 - c) 持分譲渡の場合、譲渡契約又は譲渡完了を証明する書類；持分の贈与の場合は贈与契約；
 - d) 投資法が規定する出資、株式・持分購入登録手続を実施しなければならない場合は、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式・持分購入を承認する投資登録機関の文書。

3. 株主総会が定款資本増額のため株式の引受募集を採択して、同時に、株式発行期間が終了した後に定款資本増額手続を取締役会が行う場合、この条第 1 項 a 号が規定する通知に添付される定款資本増額登記手続書類は以下からなる：
 - a) 定款資本増額のために引受募集をすること、その中での株式引受募集をする株式数の明記、及び株式発行期間が終了した後に定款資本増額手続を取締役会が行うことに関する株主総会の決議及び議事録の写し；
 - b) 株式発行期間が終了した後の会社の定款資本増額登記に関する取締役会の決議、決定及び議事録の写し。
4. 定款資本減額の場合、企業は定款資本減額の後に債務及びその他の財産的義務の完済の保証を誓約しなければならない。二人以上社員有限責任会社が企業法第 68 条 3 項 a 号及び b 号の規定に従って定款資本を減額させる場合、定款資本減額登記書類に、定款資本減額に最も近い時期の財務書類を添付しなければならない。
5. 企業登記書類を受け取った日の後に、経営登記室は受領書を交付して書類の適式性を検査し、企業に企業登記証明書を発給する。

第 52 条 二人以上社員有限責任会社の社員変更登記

1. 新たな社員を迎えて定款資本が増額となる場合、会社は企業登記内容変更登記書類を会社が本店を置く地の経営登記室に提出する。書類は以下からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 二人以上社員有限責任会社の社員名簿。社員名簿には新たな社員及び持分を変更する社員の署名が含まなければならないが、持分を変更しない社員の署名は強制されない；
 - c) 新たな社員を迎えることに関する社員総会の決議、決定及び議事録の写し；
 - d) 会社の新たな社員の出資確認文書；
 - d) 新たな社員が個人の場合、個人の法的書類の写し、又は新たな社員が組織の場合、組織の法的書類の写し、委任代表者の個人の法的書類の写し及び委任状の写し。

社員が外国組織の場合、組織の法的書類の写しは領事による合法化が必要である；
 - e) 投資法が規定する出資、株式・持分購入登録手続を実施しなければならない場合は、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式・持分購入を承認する投資登録機関の文書。
2. 持分譲渡による社員変更の場合、企業登記書類は以下の書類からなる：

- a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
- b) 二人以上社員有限責任会社の社員名簿。社員名簿には新たな社員及び持分を変更する社員の署名が含まれなければならないが、持分を変更しない社員の署名は強制されない；
- c) 譲渡契約又は譲渡完了を証明する書類；
- d) 新たな社員が個人の場合、個人の法的書類の写し、又は新たな社員が組織の場合、組織の法的書類の写し、委任代表者の個人の法的書類の写し及び委任状の写し。

社員が外国組織の場合、組織の法的書類の写しは領事による合法化が必要である；

- d) 投資法が規定する出資、株式・持分購入登録手続を実施しなければならない場合は、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式・持分購入を承認する投資登録機関の文書。
3. 相続による社員変更の場合、企業登記書類は以下からなる：
- a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 二人以上社員有限責任会社の社員名簿。社員名簿には新たな社員及び持分を変更する社員の署名が含まれなければならないが、持分を変更しない社員の署名は強制されない；
 - c) 相続人の合法的相続権を確認する文書の写し；
 - d) 新たな社員が個人の場合、個人の法的書類の写し、又は新たな社員が組織の場合、組織の法的書類の写し、委任代表者の個人の法的書類の写し及び委任状の写し。

社員が外国組織の場合、組織の法的書類の写しは領事による合法化が必要である；

4. 企業法第 47 条が規定する出資の誓約を実施しない社員がいる場合の社員変更登記の場合、登記書類は以下からなる：
- a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 残りの社員の名簿。社員名簿には持分を変更する社員の署名が含まれなければならないが、持分を変更しない社員の署名は強制されない；
 - c) 出資の誓約を実施しない社員の変更に関する社員総会の決議、決定及び議事録の写し。

5. 持分の贈与による社員変更登記：

- a) 企業法第 53 条 6 項 a 号が規定する対象に属する資本を贈与された場合、企業登記書類はこの条第 2 項が規定する書類で、その中で譲渡契約又は譲渡完了を証明する書類は持分贈与契約に代替される。

- b) 企業法第 53 条 6 項 b 号が規定する対象に属する資本を贈与された場合、企業登記書類はこの条第 1 項が規定する書類で、その中で、会社の新たな社員の出資確認書類は持分贈与契約書に代替される。
- 6. 債務の支払いのために持分を使用する場合の社員変更登記
 - a) 会社が債務の支払いのために持分を使用することにより社員変更登記を行い、企業法第 53 条 7 項 a 項の規定に従って社員総会が弁済を受けた者が社員になることを承認する場合、企業登記書類はこの条第 1 項が規定する書類で、その中で、会社の新たな社員の出資確認書類は金銭消費貸借に関する契約書又は支払いのために持分の使用を実施する書類に代替される。
 - b) 会社が債務の支払いのために持分を使用することにより社員変更登記を行い、企業法第 53 条 7 項 b 項の規定に従って弁済を受けた者が売却のために持分を使用し、他者に譲渡した場合、企業登記書類はこの条第 2 項が規定する書類で、金銭消費貸借に関する契約書及び支払いのために持分の使用を実施する書類を添付する。
- 7. 消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併により社員を変更する場合、企業登記書類はこの条第 1 項が規定する書類で、その中で、新たな社員の出資確認文書は消滅分割の決議、決定、存続分割の決議、決定、この議定（政令）第 25 条 3 項 a 号及び b 号が規定する書類、この議定（政令）第 61 条 2 項 a 号、b 号、c 号が規定する書類に代替される。会社の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併の決議、決定は、会社内で新たな社員に持分を引き渡すことを実施するものでなければならない。
- 8. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を交付し、書類の適性を検査して、企業に企業登記証明書を発給する。

第 53 条 一人社員有限責任会社の所有者の変更登記

- 1. 会社所有者が定款資本の全部を個人又は組織に譲渡をする場合、譲受人は企業登記内容変更書類を会社が本店を置く地の経営登記室に提出しなければならない。書類は以下からなる：
 - a) 従前の会社所有者の署名又は従前の会社所有者の法定代表者、及び新たな会社所有者又は新たな会社所有者の法定代表者の署名がある一人社員有限責任会社の所有者変更通知；
 - b) 譲受人が個人の場合、個人の法的書類の写し。譲受人が組織の場合、組織の法的書類の写し、委任を受けた者の個人の法的書類の写し及び委任状の写し。

会社所有者が外国組織の場合、組織の法的書類の写しは領事による合法化が必要である；
 - c) 会社の修正、補充された定款の写し；

- d) 持分譲渡契約又は持分譲渡完了を証明する書類；
 - d) 投資法が規定する出資，株式・持分購入登録手続を実施しなければならない場合は，外国投資家，外国資本を有する経済組織の出資，株式・持分購入を承認する投資登録機関の文書。
2. 国営企業の調整，刷新に関する権限を有する機関の決定に従った一人社員有限責任会社の所有者の変更の場合，変更登記書類はこの条第 1 項の規定に従って実施するが，その中で，譲渡契約書又は譲渡完了を証明する書類は会社所有者の変更に関して権限を有する機関の決定に代替される。
3. 相続により一人社員有限責任会社の所有者が変更する場合，相続人は企業登記内容変更登記書類を会社が本店を置く地の経営登記室に提出する。書類は以下からなる：
- a) 新たな会社所有者又は新たな会社所有者の法定代表者が署名した一人社員有限責任会社の所有者変更通知；
 - b) 会社の修正，補充された定款の写し；
 - c) 相続人が個人の場合個人の法的書類の写し。相続人が組織の場合，組織の法的書類の写し，委任を受けた者の個人の法的書類の写し及び委任状の写し。
相続人が外国組織の場合，組織の法的書類の写しは領事による合法化が必要である；
 - d) 相続人の合法的相続権確認文書の写し。
4. 持分の全部又は一部の贈与による一人社員有限責任会社の所有者変更の場合，企業登記書類はこの条第 1 項が規定する書類からなるが，その中で，譲渡契約又は譲渡完了を証明する文書は持分贈与契約に代替される。
5. 消滅分割，存続分割，新設合併，吸収合併により一人社員有限責任会社の所有者を変更する場合，企業登記書類はこの条第 1 項が規定する書類であるが，その中で，持分譲渡契約書又は持分譲渡完了を証明する書類は消滅分割の決議，決定，存続分割の決議，決定，この議定（政令）第 25 条 3 項 a 号及び b 号が規定する書類，この議定（政令）第 61 条 2 項 a 号，b 号，c 号が規定する書類に代替される。会社の消滅分割，存続分割，新設合併，吸収合併の決議，決定は，一人社員有限責任会社における持分全てを新たな会社に引き渡すことを実施するものでなければならない。
6. 企業登記書類を受け取った後，経営登記室は受領書を発行し，書類の適性を検査して企業に企業登記証明書を発給する。

第 54 条 企業への売却，贈与，企業主の死亡の場合の私人企業主変更登記

1. 私人企業主が企業への売却、贈与をする、又は私人企業主の死亡の場合、購入者、受贈者、相続人は私人企業主変更登記書類を企業が本店を置く地の経営登記室に提出しなくてはならない。書類は以下からなる：
 - a) 私人企業の売却、贈与の場合、私人企業の売却者、贈与者及び購入者、受贈者の署名のある企業登記内容変更通知；私人企業主の死亡の場合、相続人の署名のある企業登記内容変更通知；
 - b) 私人企業の購入者、受贈者、相続人の個人の法的書類の写し；
 - c) 私人企業の売却の場合、売買契約書又は売買完了を証明する書類；私人企業の贈与の場合、贈与契約書；相続の場合、相続人の合法的相続権確認文書の写し。
2. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を発行し、書類の適式性を検査して企業に企業登記証明書を発給する。

第 55 条 私人企業主の投資資本変更登記

登記済みの投資資本を増額、減額する場合、私人企業主は投資資本変更に関する通知を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を発行し、書類の適式性を検査して企業に企業登記証明書を発給する。

第 56 条 経営分野、業種の変更通知

1. 経営分野、業種の変更の場合、企業はその本店を置く地の経営登記室に通知を送付する。企業登記書類は以下からなる：
 - a) 法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 経営分野、業種の変更に関する、二人以上社員有限責任会社、合名会社については社員総会の決議、決定及び議事録の写し；株式会社については株主総会の決議、決定及び議事録の写し；一人社員有限責任会社については会社所有者の決議、決定。
2. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を発行し、書類の適式性及び投資に関する法令の規定に従った外国投資家に対する市場アクセス制限付き分野、業種に対する市場アクセス条件を検査し、企業の経営分野、業種に関する国家企業登記データベースの情報を更新する。企業に需要がある場合は、経営登記室は企業に対して企業登記内容変更に関する確認書を発給する。

第 57 条 非上場株式会社の発起株主の情報変更通知

1. 企業法第 4 条が規定する発起株主は、少なくとも一株の普通株式を有し、企業設立登記の時点で企業登記室に提出された発起株主名簿に名前が記載されている株主である。
2. 企業登記室に対する発起株主の情報変更通知は、企業法第 113 条が規定する発起株主が購入登録済みの株式の払込みをしない、又は一部しか払込みをしない場合のみに実施する。購入登録済みの株式数全ての払込期間の終了日から 30 日以内に企業は発起株主の情報変更通知を実施する責任を負う。
3. この条第 2 項が規定する発起株主の情報変更の場合、会社は以下の書類からなる企業内容変更通知書類を送付する：
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 株式会社の発起株主名簿。その中に購入登録済みの株式数全てを払い込んでいない発起株主に関する情報は含まない。
4. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を発行し、書類の適式性を検査し、国家企業登記データベースの発起株主の情報を更新する。企業に需要がある場合は、経営登記室は企業に対して企業登記内容変更に関する確認書を発給する。

第 58 条 非上場株式会社の外国投資家である株主の変更通知

1. 非上場株式会社が、企業法第 31 条 3 項が規定する外国投資家である株主を変更する場合、企業はその本店を置く地の経営登記室に企業登記内容変更通知書類を提出する。書類は以下からなる：
 - a) 企業の法定代表者が署名した企業登記内容変更通知；
 - b) 変更後の外国投資家である株主の名簿。この名簿は変更する株式の価値を有する株主の署名が必要であるが、変更しない株式の価値を有する株主を署名は強制されない；
 - c) 株式譲渡契約書又は譲渡完了を証明する書類；
 - d) 譲受人が個人の場合、個人の法的書類の写し。譲受人が組織の場合、組織の法的書類の写し、委任代表者の個人の法的書類の写し及び委任状の写し。

株主が外国組織の場合、組織の法的書類の写しは領事による合法化が必要である；
 - d) 投資法が規定する出資、株式購入、持分購入登録を実施しなければならない場合、外国投資家、外国資本を有する経済組織の出資、株式購入、持分購入を承認する投資登録機関の文書。
2. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を発行し、書類の適式性を検査し、外国投資家である株主に関する国家企業登記データベースの情

報を更新する。企業に需要がある場合は、経営登記室は企業に対して企業登記内容変更に関する確認書を発給する。

第 59 条 租税登録内容変更通知

1. 企業が租税登録内容を変更するが企業登記内容を変更しない場合、租税計算方法の変更を除き、企業はその本店を置く地の経営登記室に法定代表者が署名をした企業登記内容変更通知を送付する。
2. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を発行し、書類の適式性を検査し、情報を国家企業登記情報システムに入力して租税登録情報システムに情報を送る。企業に需要がある場合は、経営登記室は企業に対して企業登記内容変更に関する確認書を発給する。

第 60 条 外国投資家である株主情報変更通知、外国組織の委任代表者情報変更通知、私人企業貸与通知、委任代表者情報変更通知

1. 企業法第 176 条 3 項の規定に従って、外国投資家である株主の氏名、国籍、旅券番号、連絡住所、株式数及び株式の種類；外国組織である株主の名称、企業コード、本店住所、株式数及び株式の種類；外国組織である株主の委任代表者の氏名、国籍、旅券番号、連絡住所に関する情報を得た又は情報を変更した時から 3 営業日以内に、企業は企業登記情報の補充、更新に関する通知を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。
2. 企業法第 191 条に従って、企業貸与契約が効力を有した日から 3 営業日以内に、私人企業主は公証された貸与契約書に添付して私人企業貸与通知を企業が本店を置く地の経営登記室に送付しなければならない。
3. 有限責任会社の会社所有者、社員の委任代表者に関する情報を変更した時から 10 営業日以内に、会社は企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。
4. この条第 1 項、2 項及び 3 項が規定する企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査して、国家企業登記データベースの情報を更新する。企業に需要がある場合は、経営登記室は企業に対して企業登記内容変更に関する確認書を発給する。

第 61 条 存続分割、吸収合併の場合の企業登記内容変更登記

1. 有限責任会社、株式会社を存続分割して被存続会社が定款資本を変更し、変更された持分、株式に応じて社員数、外国投資家である株主数に変更され、社員でなくなった者、株主でなくなった外国投資家が生じた場合、被存続分割会社の企業登記内容変更登記書類は、この章の規定する書類及び以下の書類を含まなければならない：
 - a) 企業法第 199 条が規定する会社の存続分割に関する決議、決定；

- b) 会社の存続分割に関する二人以上社員有限責任会社の社員総会の議事録、株式会社の株主総会の議事録の写し。
- 2. 吸収合併又は複数の会社が他の一つの会社になる場合、吸収合併受入会社の企業登記内容変更登記書類は、この章の規定する書類及び以下の書類を含まなければならない：
 - a) 企業法第 201 条が規定する吸収合併契約書；
 - b) 吸収合併受入会社の吸収合併契約採択に関する決議、決定及び二人以上社員有限責任会社、合名会社の社員総会の議事録、株主総会の議事録の写し。
 - c) 被吸収合併会社の吸収合併契約採択に関する決議、決定及び二人以上社員有限責任会社、合名会社の社員総会の議事録、株主総会の議事録の写し。但し、吸収合併受入会社が、被吸収合併会社に対する議決権を有する有限責任会社、合名会社、株式会社の定款資本の 65%を超えて保有する社員、株主である場合を除く。
- 3. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査して、企業に企業登記証明書を発給する。企業に需要がある場合は、経営登記室は企業に対して企業登記内容変更に関する確認書を発給する。

第 62 条 支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容変更登記

- 1. 支店、駐在事務所の住所の変更登記をした結果、租税管理機関が変更になる場合、企業は租税に関する法令の規定に従って関連する税務機関に場所変更に関する手続を行わなければならない。
- 2. 支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容を変更する場合、企業は支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容通知を支店、駐在事務所、経営拠点がある地の経営登記室に送付する。支店、駐在事務所の長となる者を変更する場合、通知に支店、駐在事務所の長となる者の法的書類の写しが添付されなければならない。

企業から通知を受け取った時、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査して、国家企業登記データベースの企業の支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記情報を変更して、支店、駐在事務所の活動登記証明書、経営拠点登記証明書を適式な書類を受け取ってから 3 営業日以内に発給する。企業に需要がある場合は、経営登記室は支店、駐在事務所、経営拠点活動の登記内容変更に関する確認書を発給する。

- 3. 支店、駐在事務所、経営拠点の所在地を登記済の地と異なる省、中央直轄市に移転する場合、企業は支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容変更通知を支店、駐在事務所、経営拠点の移転先の地の経営登記室に送付する。

企業から通知を受け取った時、支店、駐在事務所、経営拠点の移転先の地の経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査して、支店・駐在事務所活動登記証明書、経営拠点登記証明書を発給する。

4. 100%国家資本の企業が有限責任会社又は株式会社に転換した後、その企業の支店、駐在事務所、経営拠点はこの条の規定に従って活動登記内容変更登記を行う。
5. 有限責任会社が株式会社に転換し、株式会社が有限責任会社に転換し、私人企業が有限責任会社、株式会社、合名会社に転換した後、その企業の支店、駐在事務所、経営拠点はこの条の規定に従って活動登記内容変更登記を行う。

第 63 条 企業登記書類中の情報の更新、補充

1. 企業登記内容変更の登記、通知の際、企業は書類に企業の電話番号に関して欠けている情報を補充する責任がある。企業が電話番号に関する情報を補充しない場合、企業登記内容変更通知は適式でないと見做される。
2. 企業は、以下のように、企業法第 8 条 3 項が規定する企業登記証明書、企業登記書類中の情報を更新、補充する義務を負う。
 - a) 企業登記証明書の内容を変更するがこの議定（政令）第 47 条から第 55 条の規定する企業登記内容変更登記する場合にあたらない場合の企業登記書類中の情報の更新、補充をする場合、企業は企業登記情報更新、補充提議通知を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。経営登記室は通知を受け取り、適式性を検査して企業に企業登記証明書を発給する。
 - b) 企業登記証明書の内容を変更することなく、この議定（政令）第 56 条から第 60 条の規定する企業登記内容変更通知をする場合にあたらない場合の企業登記書類中の情報の更新、補充をする場合、企業は企業登記情報更新、補充提議通知を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。経営登記室は情報を企業の書類に補充し、国家企業登記データベースの情報を更新する。
3. 企業は、行政区分の変更の場合及びこの条第 2 項 b 号が規定する場合、電話番号、ファクス番号、電子メール、ウェブサイト、企業の住所に関する情報を更新、補充する場合に登記費用を支払う必要はない。

第 64 条 企業が書面による意見聴取の形式に従った決定を採択する場合の企業登記書類

有限責任会社の社員総会、株式会社の株主総会又は取締役会が、企業法が規定する書面による意見聴取の形式に従った決議、決定をする場合、この議定（政令）が規定する企業登記書類中の議事録の写しは、有限責任会社の社員総

会の開票結果報告書、株式会社の取締役会、株主総会の議決票調査簿の写しに代替される。

第 65 条 企業登記内容変更登記、通知ができない場合

1. 企業は、以下の場合に企業登記内容変更登記、通知ができない：
 - a) 経営登記室に企業登記証明書の回収の場合に属する企業の違反に関する通知を発出された、又は企業登記証明書回収決定を発出された；
 - b) 企業の解散決定に従って、解散手続中である；
 - c) 裁判所、判決執行機関、又は刑事訴訟法が規定する捜査機関、捜査機関の長、副長、捜査員の要請に従っている
 - d) 企業が「登記した住所での経営活動がない」の法的状態にある。
2. 以下の場合、企業は引き続いて企業内容変更の登記、通知ができる；
 - a) 企業登記証明書回収の場合に属する企業の違反に関する通知のおける要請に従って違反克服措置を取っており、経営登記室が承認した；
 - b) 規定に従って解散手続を行い、解散書類を完成させるため企業登記内容を変更しなければならない。この場合、変更登記書類は変更登記理由に関する企業の説明文書が添付されなければならない；
 - c) 引き続き企業登記内容変更登記に関する、この条第 1 項 c 号が規定する要請を送付した組織、個人の文書による承認意見がある；
 - d) 企業の法的状態が「登記した住所での経営活動がない」から「活動中」に変わっている。

第七章 経営一時停止、企業登記証明書の再発給、企業の解散、企業登記証明書回収の書類、手順、手続

第 66 条 企業、支店、駐在事務所、経営拠点の経営一時停止登記、通知済み期限の前の経営再開

1. 企業、支店、駐在事務所、経営拠点が経営一時停止をする、又は通知済み期限の前に経営再開をする場合、企業は企業、支店、駐在事務所、経営拠点が所在する地の経営登記室に、経営一時停止をする日又は通知済み期限の前に経営再開をする日の遅くとも 3 営業日前に通知する。企業、支店、駐在事務所、経営拠点が通知済み期限の終了後に引き続き一時停止をする必要がある場合、経営一時停止再開の日の遅くとも 3 営業日前に経営登記室に通知する。通知ごとの経営一時停止期限は 1 年を超えない。
2. 企業が経営一時停止をする場合、通知には、経営一時停止に関する、二人以上社員有限責任会社、合名会社の場合は社員総会の決議、決定及び議事録

の写し、株式会社の場合は取締役会の決議、決定及び議事録の写し、一人社員有限責任会社の場合は会社所有者の決議、決定の添付が必要である。

3. 企業登記書類を受け取った後、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査して、企業、支店、駐在事務所、経営拠点活動の経営一時停止に関する確認書、企業、支店、駐在事務所、経営拠点活動の通知済み期限前の経営再開に関する確認書を、適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に発給する。
4. 企業が経営一時停止登記をする場合、経営登記室は国家企業登記データベースの企業の法的状態及び全ての支店、駐在事務所、経営拠点の法的状態を経営一時停止にする。
5. 企業は、通知済み期限前の経営再開の登記と同時に企業の支店、駐在事務所、経営拠点の通知済み期限前の経営再開の登記を提議することができる。経営登記室は、国家企業登記データベースの企業の法的状態と同時に支店、駐在事務所、経営拠点の法的状態を更新する。

第 67 条 権限を有する国家機関の要請に従った経営一時停止、活動停止、経営終了

1. 経営登記室が権限を有する国家機関から条件付き経営投資分野、外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野、業種を経営する企業が、法令が規定する条件に適合しないことに関する文書を受領した場合、経営登記室は企業に条件付き経営投資分野、外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野、業種の一時停止、経営終了を要請する通知を発出する。企業が条件付き経営投資分野、外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野、業種の一時停止、経営終了をしない場合、経営登記室は、企業法第 216 条 1 項 c 号が規定する報告をすることを企業に要請する。
2. 経営登記室は、企業が権限を有する国家機関から経営一時停止、発動停止、経営終了又は専門法に従った処罰執行を受けたことに関する文書を、権限を有する国家機関から受け取った日から 3 営業日以内に、国家企業登記データベースの情報を更新し、国家企業登記ポータル上で公表する。

第 68 条 企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書の再発給

1. 紛失、焼失、破損、その他の方法で破壊されたことにより、企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書、支店、駐在事務所の活動登記証明書、支店、駐在事務所の活動登記内容に関する確認書の再発給を受ける需要が企業にある場合、企業はその本店を置く地の経営登記室に再発給提議書を送付する。経営登記室は提議書を受け取った日から 3 営業日以内に、再発給を検討する。

2. 紛失、焼失、破損、その他の方法で破壊されたことにより、経営拠点登記証明書、経営拠点登記内容変更に関する確認書の再発給を受ける需要が企業にある場合、企業又は経営拠点を持つ支店は経営拠点が所在する地の経営登記室に再発給提議書を送付する。経営登記室は提議文書を受け取った日から 3 営業日以内に再発給を検討する。

第 69 条 正しい書類、手順、手続によらず登記した場合、又は企業登記書類で申告された情報が誠実、正確でなかった場合の処理

1. 規定に従った正しい書類、手順、手続によらず登記した場合：
 - a) 規定に従った正しい書類、手順、手続によらず登記した場合、経営登記室は企業に通知し、同時に、手順、手続に関する規定に正しく従って再度登記を実施する；
 - b) 企業設立登記が規定に従った正しい書類に基づいていない場合、経営登記室は規定に従った正しい書類に基づかない企業登記証明書は効力がないことを通知し、企業登記証明書発給検討のための通知を送付した日から 30 日以内に規定に従った補正と書類の提出を行うことを企業に要請する。企業は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記・通知ごとの合法的变化内容を一つの書類にまとめることができる。
 - c) 企業登記内容変更登記及びその他の各登記、通知が規定に従った正しい書類に基づいていない場合、経営登記室は規定に正しく従っていない企業登記内容は効力を有しないことを通知し、同時に、経営登記室はその直近の適式な書類に基づいて企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書及び各登記、その他の通知を発給する。経営登記室は企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書及びその他の各登記、通知の発給検討のための通知を送付した日から 30 日以内に規定に従った補正と書類の提出を行うことを企業に要請する。企業は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記・通知ごとの合法的变化内容を一つの書類にまとめることができる。
2. 企業登記書類で申告された情報が誠実、正確でなかった場合
 - a) 企業登記書類で申告された情報が誠実、正確でなかった場合、経営登記室は法令の規定に従った処理権限を有する国家機関に通知し、同時に、誠実でない、正確でない情報を有する書類に基づいた企業登記証明書は効力を有さないことを通知し、企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書の発給検討のための通知を送付した日から 30 日以内に規定に従った補正と書類の提出を行うことを企業に要請する。企業は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記・通知ごとの合法的变化内容を一つの書類にまとめることができる。

企業が規定に従った補正と書類の提出をしない場合、経営登記室は、企業法第 216 条 1 項 c 号が規定する報告をすることを企業に要請する。

- b) 企業登記内容変更登記書類で申告された情報が誠実、正確でなかった場合、経営登記室は法令の規定に従った処理権限を有する国家機関に通知し、同時に、誠実でない、正確でない情報を有する書類に基づいた企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書は効力を有さないことを通知し、その直近の適式な書類に基づいて企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書を発給する。

経営登記室は、企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書の発給検討のための通知を送付した日から 30 日以内に規定に従った補正と書類の提出を行うことを企業に要請する。企業は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記・通知ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる。

3. 支店、駐在事務所の活動登記証明書、経営地点登記証明書、支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容変更に関する確認書に対する処理が正しい書類、手順、手続きに基づいていない、又は書類中で申告された情報が誠実、正確でない場合、この条第 1 項及び第 2 項の規定に相当するもので実施する。

第 70 条 企業法第 207 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する場合の企業解散登記

企業法第 207 条 1 項 a 号、b 号及び c 号が規定する場合の企業解散登記は、以下の手順、手続きに従って実施する：

1. 企業法第 208 条 1 項の規定する解散決議、決定の採択の日から 7 営業日以内に、企業は企業解散に関する通知を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。以下の書類が添付される必要がある：
 - a) 企業解散に関する、二人以上社員有限責任会社、合名会社については社員総会の決議、決定及び議事録の写し；株式会社については株主総会の決議、決定及び議事録の写し；一人社員有限責任会社については会社所有者の決議、決定；
 - b) 債務解決方法（もしあれば）。
2. 企業解散に関する通知を受け取った日から 1 営業日以内に、経営登記室はこの条第 1 項が規定する書類及び企業が解散手続をしている状態であるとの通知を国家企業登記ポータルに登載し、国家企業登記データベースの企業の法的状態を解散手続中に変更し、企業解散に関する情報を税務機関に通知する。企業は、租税管理法の規定に従って税務機関に租税義務を完済する手続を実施する。

3. 企業の債務を完済した日から 5 営業日以内に、企業は企業解散書類を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。企業解散登記書類は企業法第 210 条 1 項が規定する書類からなる。
4. 企業解散登記書類を提出する前に、企業は支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了手続を支店、駐在事務所、経営拠点を置く地の経営登記室にて実施しなければならない。
5. 企業解散書類を受け取った後、経営登記室は企業の解散登記に関する情報を税務機関に送付する。経営登記室から情報を受け取った日から 2 営業日以内に、税務機関は企業の納税義務の完全な履行に関する意見を経営登記室に送付する。税務機関の拒絶の意見を受け取らなかった場合、企業解散書類を受け取ってから 5 営業日以内に、経営登記室は国家企業登記データベースの企業の法的状態を解散済みに変更し、同時に企業の解散に関する通知を発出する。
6. 経営登記室が企業の解散決議、決定に添付された通知を受け取ったが、企業解散登記書類を受け取っておらず、関連を有する機関の文書による反対意見がない場合、通知を受け取った日から 180 日後に経営登記室は国家企業登記データベースの企業の法的状態を解散済みに変更し、上記の期限が終了した日から 3 営業日以内に企業解散に関する情報を税務機関に送付し、同時に企業解散に関する通知を発出する。
7. 企業法第 208 条が規定する解散決議、決定に添付された通知を受け取った日から 180 日以内に、経営登記室が国家企業登記データベースの企業の法的状態を解散済みに変更しない場合で、企業が引き続き解散手続を実施しない場合、企業は解散決議、決定の破棄に関する通知を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。通知には、解散決議、決定の破棄に関する一人社員有限責任会社の会社所有者の決議、決定；二人以上社員有限責任会社、合名会社の社員総会の決議、決定；株式会社の株主総会の決議、決定の添付が必要である。企業の解散の決議、決定の破棄に関する決議、決定を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は国家企業登記ポータルに企業解散決議、決定の破棄に関する通知及び決議、決定を掲載し、国家企業登記データベースの企業法法的状態を回復し、企業の解散決議、決定の破棄に関する通知を税務機関に送付する。
8. 公安機関が発行した印章を使用する企業は、解散手続を行う際、印章、陰影登録済み証明書を規定に従って公安機関に返納する責任を負う。

第 71 条 企業登記証明書回収又は裁判所の決定による企業解散登記

1. 企業登記証明書回収が発出された日又は法令上の効力を有している裁判所の決定を受け取った日から 1 営業日以内に、経営登記室は企業が解散手続を

- している状態であるとの決定及び通知を国家企業登記ポータルに登載し、国家企業登記データベースの企業の法的状態を解散手続き中に変更し、租税管理機関の提議に従った強制措置を実施するために企業が企業登記証明書を回収された場合を除き、企業解散に関する情報を税務機関に通知する。
2. 企業が債務を完済した日から 5 営業日以内に、企業の法定代表者は企業解散登記書類を企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。企業解散登記の書類、手順、手続はこの議定（政令）第 70 条 3 項、4 項及び 5 項の規定に従って実施する。
 3. 経営登記室が国家企業登記ポータルに企業が解散手続中であると通知した日から 180 日後に、経営登記室が企業の解散登記書類を受け取っていないが、関連する当事者の文書による反対意見がない場合、経営登記室は国家企業登記データベースの企業の法的状態を解散済みに変更し、企業の解散に関する通知を税務機関に送付し、同時に、上記の期限終了の日から 3 営業日以内に企業の解散に関する通知を発出する。

第 72 条 支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了

1. 支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了の通知をする前に、企業、支店、駐在事務所は、租税に関する法令に従って税務機関に税支払義務を完了したことを税務機関に登録しなければならない。
2. 支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了を決定した日から 10 営業日以内に、企業は支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了の通知を支店、駐在事務所、経営拠点が所在する地の経営登記室に送付する。支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了の場合、通知には支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了に関する二人以上社員有限責任会社、合名会社の社員総会の決議、決定及び議事録の写し、株式会社の取締役会の決議、決定及び議事録の写し、一人社員有限責任会社の会社所有者の決議、決定の添付が必要である。
3. 支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了の書類を受け取った後、経営登記室は支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了に関する情報を税務機関に送付する。経営登記室から情報を受け取った日から 2 営業日以内に、税務機関は支店、駐在事務所、経営拠点の納税義務完済に関する意見を経営登記室に送付する。税務機関の反対意見がない場合、支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了の書類を受け取った日から 5 営業日以内に、経営登記室は国家企業登記データベースに支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了を記録し、同時に、支店、駐在事務所、経営拠点の活動終了の通知を発出する。
4. 外国に所在する支店、駐在事務所の活動終了は、その国の法令に従って実施する。外国に所在する支店、駐在事務所の正式な活動終了の日から 30 日以内に、企業は外国に所在する支店、駐在事務所の正式な活動終了に関する通

知を文書で企業が本店を置く地の経営登記室に送付する。通知を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は国家企業登記データベースの企業の情報を更新する。

第 73 条 被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の存在の終了

1. 消滅分割会社、新設合併会社、吸収合併受入会社が企業登記をされた後、被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の法的状態は被消滅分割済み、被新設合併済み、被吸収合併済みとなる。被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社が本店を置く地の経営登記室は税務機関に通知を送付する。税務機関は企業が決算を行ったこと及び納税義務を移転したことに關して経営登記室に情報を送付する責任を負う。
2. 被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社が決算及び納税義務の移転の完了に関する通知を税務機関から受け取った日から 1 営業日以内に、被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社が本店を置く地の経営登記室は、国家企業登記データベースの各会社の法的状態を国家企業登記情報システムの規定に従って存在終了に更新する。
3. 経営登記室は、国家企業登記データベースにおいて国家企業登記情報システムの規定に従って被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の存在終了とする前に、それら会社の支店、駐在事務所、経営拠点の存在終了を実施する。
4. 吸収合併をしたが、吸収合併受入会社の企業登記内容が変更されていない場合、被吸収合併会社の存在の終了を実施するため、吸収合併完了の日から 10 営業日以内に吸収合併受入会社は通知を文書で吸収合併受入会社が本店を置く地の経営登記室に送付する。通知にはこの議定（政令）第 61 条 2 項 a 号及び b 号が規定する書類を添付しなければならない。
5. 被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社が、消滅分割会社、新設合併会社、吸収合併受入会社の本店が所在する地の省、中央直轄市と異なる省、中央直轄市に本店を置く場合、国家企業登記情報システムの規定に従って国家企業登記データベースにおいて被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社の存在終了を実施するため、消滅分割会社、新設合併会社、吸収合併受入会社が本店を置く地の経営登記室は被消滅分割会社、被新設合併会社、被吸収合併会社が本店を置く地の経営登記室に情報を送付する。

第 74 条 企業登記書類中の申告内容が偽りであることの確定

1. 企業登記書類中の申告内容が偽りであることを確定する根拠がある場合、組織、個人は経営登記室に企業登記証明書回収を提議する権利を有し、経営登記室にこの条第 2 項が規定する文書の一つを提供する責任を負う。
2. 企業登記書類中の申告内容が偽りであることを確定する文書は以下からなる：
 - a) 文書の発給権限を有する国家機関の、発給した文書が偽りであると回答する文書の写し；
 - b) 企業登記書類中の申告内容が偽りであることに関する、公安機関の回答文書の写し。
3. 企業法第 212 条 1 項 a 号が規定する企業登記証明書回収の根拠とするため、企業登記書類中の申告内容が偽りであることを確定する必要がある場合、経営登記室は企業登記書類に添付した文書をこの条第 2 項 a 号、b 号が規定する機関に送付する。各機関は経営登記室の提議に従った確定結果に関する回答を、提議文書を受け取った日から 30 日以内に、文書で行う責任を負う。企業登記書類中の申告内容が偽りである場合、上記の機関が出した結論に基づき、この議定（政令）第 75 条 1 項が規定する手順、手続に従って経営登記室は企業登記証明書を回収する。

第 75 条 企業登記証明書回収の手順、手続

1. 企業登記書類中の申告内容が偽りである場合：
 - a) 企業の新たな設立の登記書類中の申告内容が偽りである場合、経営登記室は企業の違反行為につき通知を発出し、同時に、企業登記証明書回収決定を発出する。
 - b) 企業登記内容変更登記書類、企業登記内容変更通知が偽りである場合、経営登記室は企業の違反行為につき通知を発出し、偽りの情報に基づいた企業登記内容変更の破棄決定を発出し、その直前の適式な書類に基づいた企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書を発給する。経営登記室は、企業登記証明書、企業登記内容変更に関する確認書の発給検討のために書類の再度の作成を企業に要請する。企業は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記・通知ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる。
 - c) 経営登記室は、企業登記書類申告行為が偽りであることに関する通知を、法令に従って検討、処分をするため、権限を有する国家機関に送付する。
2. 企業法第 17 条 2 項が規定する企業設立を禁じられている個人、組織を登記済みの企業が有する場合：

- a) 所有者が個人である私人企業、一人社員有限責任会社の場合：企業が登記をした地の経営登記室は、違反行為に関する通知を発出して、同時に、企業登記証明書回収決定を発出する。
- b) 二人以上社員有限責任会社、所有者が組織である一人社員有限責任会社、株式会社及び合名会社の場合：企業が登記をした地の経営登記室は、企業設立の権利のない社員又は株主の、通知の日から 30 日以内の変更を要請する通知文書を企業に送付する。この期限を経過したが企業が社員又は株主の変更登記をしない場合、経営登記室は違反行為に関する通知を発出し、同時に、企業登記証明書回収決定を発出する。
3. 企業が経営活動を 1 年間停止するが経営登記機関及び税務機関に通知しない場合、経営登記室は違反行為及び企業の法定代表者に経営登記室に赴いて説明をすることの要請を文書で通知する。通知に記載された期限が終了した日から 10 日営業日後までに、要請された者が来ない、又は説明内容が承認されない場合、経営登記室は企業登記証明書回収決定を発行する。
4. 企業が、企業法第 216 条 1 項 c 号が規定する報告を送付しない場合、企業法 212 条 1 項 d 号が規定する期限終了日から 10 営業日以内に、経営登記室は違反行為及び企業の法定代表者に経営登記室に赴いて説明をすることの要請を文書で通知する。通知に記載された期限が終了した日から 10 営業日後までに、要請された者が来ない、又は説明内容が承認されない場合、経営登記室は企業登記証明書回収決定を発出する。
5. 裁判所が企業登記証明書回収を決定した場合、経営登記室は、裁判所の決定を受け取った日から 3 営業日以内に、裁判所の決定に基づいて企業登記証明書回収決定を発出する。
6. 法律の規定に従った権限を有する国家機関の企業登記証明書回収提議書を経営登記室が受け取った場合、経営登記室はこの条第 3 項が規定する手順、手続に従って企業登記証明書の回収を実施する。
7. 経営登記室は、この条第 3 項及び第 4 項が規定する説明内容検討にあたり、関連を有する国家管理機関と協力する責任を負う。
8. 企業登記証明書回収決定を受け取った後、企業法第 209 条が規定する解散手続を企業は実施する。但し、租税管理機関の提議に従った強制措置を実施するために企業が企業登記証明書を回収された場合を除く。
9. 企業登記証明書回収に関する情報は、企業登記証明書回収決定が発出された日から 1 営業日以内に、国家企業登記情報システムに入力され、税務機関に送付されなければならない。
10. 企業登記証明書回収の場合に属する企業の違反に関する通知が発出された日、又は企業登記証明書回収決定が発出された日から 2 営業日以内に、経営

登記室は上記の通知、決定を企業の本店に送付し、国家企業登記ポータルに情報を搭載する。

11. 投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類に従って活動する企業は、企業法第 212 条 1 項が規定する場合、経営登記内容を回収される。回収の手順、手続はこの条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項の規定に従う。経営登記室は経営登記内容回収決定を発出するが投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類は回収しない。投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類に記載された投資プロジェクト内容の処理は投資に関する法令の規定に従って実施する。

経営登記室は、企業に対する国家管理に協力するため、回収決定を投資登録機関に送付する。

第 76 条 企業登記証明書回収後の企業の法的状態の回復

1. 以下の場合、経営登記室は企業登記証明書回収決定破棄決定を発出し、同時に、国家企業登記情報システムの企業の法的状態を回復する：
 - a) 企業が企業登記証明書の回収をされる場合に属さないことを経営登記室が確定する；
 - b) 国家企業登記データベースの法的状態が解散済みになっていない場合、租税の強制措置により企業登記証明書が回収された後に、経営登記室が税務機関の企業の法的状態回復提議文書を受け取る。
2. 経営登記室は、企業登記証明書回収決定破棄決定及び国家企業登記データベースの法的状態の回復に関して責任を負う。
3. 企業登記証明書回収決定破棄決定発出の日から 1 営業日以内に、経営登記室は上記の決定を企業の本店に送付し、同時に、業登記証明書回収決定破棄及び企業の法的状態回復に関する情報を税務機関に送付し、決定を国家企業登記ポータルに登載する。

第 77 条 支店、駐在事務所活動登記証明書の回収

1. 以下の場合に、支店、駐在事務所は、支店、駐在事務所活動登記証明書を回収される。
 - a) 支店、駐在事務所活動登記書類の申告内容が偽りである；
 - b) 支店、駐在事務所が経営活動を 1 年間停止するが経営登記機関及び税務機関に通知しない；
 - c) 裁判所の決定、法令の規定に従った権限を有する機関の提議に従う。

2. 支店、駐在事務所設立の登記書類の申告内容が偽りである場合、経営登記室は企業の違反行為に関する通知を発出し、支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定を発出する。

支店、駐在事務所登記内容変更登記書類の申告内容が偽りである場合、経営登記室は企業の違反行為に関する通知を発出し、偽りの情報に基づいた支店、駐在事務所活動登記内容変更を破棄する決定を発出し、その直前の適式な書類に基づいて支店、駐在事務所活動登記証明書、支店、駐在事務所活動登記内容変更に関する確認書を発給し、同時に、法令の規定に従った検討、処理をするため、権限を有する機関に通知する。経営登記室は、支店、駐在事務所活動登記証明書、支店、駐在事務所活動登記内容変更に関する確認書の発給検討のために書類の再度の作成を企業に要請する。企業は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記・通知ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる。

3. 支店、駐在事務所が経営活動を 1 年間停止するが経営登記機関及び税務機関に通知しない場合、経営登記室は違反行為及び企業の法定代表者に経営登記室に赴いて説明をすることの要請を文書で通知する。通知に記載された期限が終了した日から 10 営業日後までに、要請された者が来ない、又は説明内容が承認されない場合、経営登記室は支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定を発行する。
4. 裁判所が支店、駐在事務所活動登記証明書回収を決定した場合、経営登記室は、裁判所の決定に基づいて企業登記証明書回収決定を発出する。
5. 法律の規定に従った権限を有する国家機関の支店、駐在事務所活動登記証明書回収提議書を経営登記室が受け取った場合、それを受け取った日から 10 営業日以内に、経営登記室はこの条第 3 項が規定する手順、手続に従って支店、駐在事務所活動登記証明書の回収を実施する。
6. 投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類、投資登録機関が発給した支店、駐在事務所活動登記証明書に従って活動する支店、駐在事務所は、この条 1 項が規定する場合、活動登記内容を回収される。回収の手順、手続はこの条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定に従う。経営登記室は経営登記内容⁷回収決定を発出するが投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類、投資登録機関が発給した支店、駐在事務所活動登記証明書は回収しない。投資許可書又は投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類に記載された投資プロジェクト内容の処理は投資に関する法令の規定に従って実施する。

⁷ 「経営登記内容 nội dung đăng ký kinh doanh」は原文ママ。

経営登記室は、国家管理に協力するため、回収決定を投資登録機関に送付する。

7. 支店、駐在事務所活動登記証明書回収の場合に属する支店、駐在事務所の違反に関する通知発出、支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定発出の日から 2 営業日以内に、経営登記室は上記の通知、決定を企業の本店に送付し、国家企業登記ポータルに情報を搭載する。
8. 支店、駐在事務所活動登記証明書回収に関する情報は、支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定発出の日から 1 営業日以内に国家企業登記データベースに入力され、税務機関に送付されなければならない
9. 以下の場合、経営登記室は支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定破棄決定を発出し、支店、駐在事務所活動登記証明書を回復する：
 - a) 支店、駐在事務所が支店、駐在事務所活動登記証明書の回収をされる場合に属さないことを経営登記室が確定する；
 - b) 租税の強制措置により支店、駐在事務所活動登記証明書が回収された後に、経営登記室が税務機関の支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定破棄及びその回復提議文書を受け取る。

経営登記室は、支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定破棄決定及びその回復に関して責任を負う。支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定破棄決定発出の日から 1 営業日以内に、経営登記室は上記の決定を企業の本店に送付し、決定を国家企業登記ポータルに登載し、同時に支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定破棄決定及びその回復に関する情報を税務機関に送付する。

10. 支店、駐在事務所活動登記証明書回収決定を得た日から 15 日以内に、企業は支店、駐在事務所の活動を終了しなければならない。但し、支店、駐在事務所が、租税の強制措置により支店、駐在事務所活動登記証明書を回収された場合を除く。

第 78 条 裁判所の破産手続開始決定、破産宣告決定中の規定

1. 裁判所の破産手続開始決定を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は決定を国家企業登記ポータルに登載し、国家企業登記データベースの企業の法的状態を「破産手続中である」に変更する。
2. 裁判所の破産宣告決定を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は決定を国家企業登記ポータルに登載し、国家企業登記データベースの企業の法的状態を「破産終了済み」に変更する。

第八章 経営世帯及び経営世帯の登記

第 79 条 経営世帯

1. 一人の個人又は世帯の各構成員による経営世帯は設立登記をして、その経営活動につき財産全てによる責任を負う。世帯の各構成員が経営世帯の登記をする場合、経営世帯代表となる一人の構成員に委任する。経営世帯登記をした個人、世帯の各構成員から委任を受けた者は経営世帯主である。
2. 農業、林業、漁業、塩業、路上販売業、卸売業、移動経營業、季節営業、サービス業を営んで低い収入を得ている世帯は、条件付経営投資分野、業種を経営する場合を除き、経営世帯登記する必要はない。省、中央直轄市の人民委員会はその地方で適用される定収入の額を規定する。

第 80 条 経営世帯設立の権利及び経営世帯の登記義務

1. 民法典の規定に従った十分な民事行為能力を有するベトナム市民である個人、世帯の構成員は、この章の規定にしたがって経営世帯の登記をする権利を有する。但し、以下の場合を除く：
 - a) 未成年者、民事行為能力被制限者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者⁸；
 - b) 刑事責任を追及され、勾留され、懲役刑を執行中であり、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設で行政処分を執行され、裁判所により職務を担当すること、経営を行うこと、若しくは一定の業務を行うことを禁止された者；
 - c) 関連を有する法令が規定するその他の場合。
2. この条 1 項が規定する個人、世帯構成員は全国で一つの経営世帯として登記され、個人の資格で企業に出資し、株式、持分を購入する権利を得る。
3. 経営世帯を登記する個人、世帯構成員は、同時に、私人企業主、合名会社合名社員になることができない。ただし、残りの合名社員がその者が合名社員になることにつき一致した場合を除く。

第 81 条 経営世帯主、経営世帯登記に参加した世帯構成員の権利及び義務

1. 経営世帯主は法令の規定に従って経営世帯の納税、財産的義務を履行し、経営活動を実施する。
2. 経営世帯主は、仲裁、裁判における民事事件解決要求者、原告、被告、関連する権益、義務を有する者、及び法令の規定に従ったその他の権利、義務を有する者として経営世帯を代表する。

⁸ 「行為認識制御困難者」の原文は người có khó khăn trong nhận thức, làm chủ hành vi である。民法典（91/2015/QH13）第 23 条に定義がある。

3. 経営世帯主は、経営世帯の管理、経営活動運営のため他の者を雇うことができる。この場合、経営世帯主、経営世帯登記に参加する世帯の構成員は依然として経営活動から発生する債務及びその他の財産的義務に責任を負う。
4. 経営世帯主、経営世帯登記に参加する世帯の構成員は、経営世帯の経営活動に責任を負う。
5. 法令の規定に従ったその他の権利、義務。

第 82 条 経営世帯登記証明書

1. 経営世帯登記証明書は、この議定（政令）の規定に従って、設立されて活動する経営世帯に発給される。以下の条件を全て満たしている場合に、経営世帯は経営世帯登記証明書の発給を得られる：
 - a) 経営投資が禁じられている経営分野、業種でない；
 - b) 経営世帯の名称がこの議定（政令）第 88 条の規定に従った正しいものである；
 - c) 適式な経営世帯登記書類がある；
 - d) 規定に従った経営登記費用を全額納入する。
2. 経営世帯登記証明書は、経営世帯設立者が記載して責任を負う登記書類の情報に基づいて発給される。
3. 経営世帯登記証明書上の各情報は経営世帯登記証明書が発給された日から法律上の価値を有し、経営世帯は経営世帯登記証明が発給された日から経営活動をする権利を有する。但し、条件付経営投資分野、業種である場合を除く。経営世帯が、経営世帯登記証明書の発給を受けた後、経営活動を開始して行う日を登記した場合、経営世帯は登記の日から経営活動を行うことができる。但し、条件付経営投資分野、業種である場合を除く。
4. 経営世帯は、経営世帯登記証明書を県級経営登記機関で直接受領、又は登録して費用を支払って郵送で受領することができる。
5. 経営世帯は県級経営登記機関に対して経営世帯登記証明書の写しを求める権利を有し、規定に従って費用を支払う。

第 83 条 経営世帯登記コード

1. 県級経営登記機関は、以下に従って経営世帯登記証明書上に経営世帯登記コードを記入する：
 - a) 省級コード：二つの数
 - b) 県級コード：一つのベトナム文字
 - c) 形式コード：一つの 8＝経営世帯
 - d) 経営世帯としての数：6 つの数字、000001 から 999999

2. この議定（政令）が効力を有した日より後に、設立される区、県、市社、省に属する市は、ベトナム語の語順に従って、引き続くコードが挿入される。
3. この議定（政令）が効力を有した日より後に、区、県、市社、省に属する市が分割される場合、分割された地域は元のコードを維持して、ベトナム語の語順に従って、引き続くコードが挿入される。
4. 計画投資局は新たに設立された、又は分割された県級のコードを計画投資省に文書で通知する

第 84 条 経営世帯登記に適用される原則

1. 経営世帯、経営世帯設立者は、経営世帯登記書類を作成し、経営世帯登記書類に記載された各情報の合法性、誠実性及び正確性について法令上の責任を負う。
2. 県級経営登記機関は、経営世帯登記書類の適式性について責任を負うが、経営世帯設立者、経営世帯の法令違反については責任を負わない。
3. 県級経営登記機関は、経営世帯における、又は経営世帯とその他の組織、個人における各個人間の紛争を解決しない。
4. 経営世帯主は、この議定（政令）第 12 条の規定に従って経営世帯登記手続を実施する他の組織、個人に委任をすることができる。

第 85 条 経営世帯書類の数量

1. 経営世帯設立者又は経営世帯は、経営世帯設立登記手続を実施する時、県級経営登記機関に書類を 1 部提出する。
2. 県級経営登記機関は、規定に従った経営世帯登記書類以外の追加書類又はその他の書類の提出を、経営世帯設立者又は経営世帯に求めることはできない。

第 86 条 経営世帯の経営拠点

1. 経営世帯の経営拠点は、経営世帯が経営活動を実施する地である。
2. 一つの経営世帯は複数の拠点で経営活動ができるが、一つの場所を経営世帯の所在場所として登記するために選択して、残りの経営拠点については経営活動を行う地の租税管理機関、市場管理機関に通知しなければならない。

第 87 条 経営世帯の登記

1. 経営世帯の登記は、経営世帯が所在する地の県級経営登記機関で実施される。
2. 経営世帯登記書類は以下からなる：
 - a) 経営世帯登記申請書；

- b) 経営世帯主、世帯の各構成員が経営世帯の登記に参加する場合は経営世帯の登記に参加する世帯の構成員の個人の法的書類；
 - c) 世帯の各構成員が経営世帯の登記に参加する場合は、経営世帯設立に関する世帯構成員会議の議事録の写し；
 - d) 世帯の各構成員が経営世帯の登記に参加する場合は、経営世帯主となる一人の構成員に委任する世帯構成員の委任状の写し。
3. 書類を受け取る時、県級経営登記機関は受領書を交付し、適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に経営世帯登記証明書を経営世帯に発給する。
- 書類が適式でない場合は、書類を受け取った日から 3 営業日以内に、県級経営登記機関は書類提出者又は経営世帯設立者に文書で通知しなければならない。通知には理由及び書類修正、補充（もしあれば）の要請が明記されていなければならない。
4. 経営世帯登記書類提出日から 3 営業日後までに、経営世帯登記証明書の発給又は経営世帯登記書類の修正、補充要請通知を受けられない場合は、経営世帯設立者又は経営世帯は不服申立、告発に関する法令の規定に従って不服申立、告発をする権利を有する。
5. 毎月の最初に勤務する週に、定期的に、県級経営登記機関は前月に登記した経営世帯名簿を同級の機関、経営登記室及び省級の専門領域管理機関に送付する。

第 88 条 経営世帯の命名

1. 経営世帯は個別に名称を持つ。経営世帯の名称は以下の 2 つの要素から構成される。
- a) 「経営世帯」という語句；
 - b) 経営世帯の個別の名称；
- 個別の名称は、ベトナム語の大文字表にある各大文字で記される。F, J, Z, W の文字は数字、記号に添えることができる。
2. 経営世帯の命名においては、伝統、歴史、文化及び善良の風俗に違反する用語、記号の使用ができない。
3. 経営世帯は、経営世帯の命名に、*công ty, doanh nghiệp* を使用できない。
4. 経営世帯の個別名称は、県の範囲で、登記済み経営世帯の個別名称と重複することができない。

第 89 条 経営世帯の経営分野、業種

1. 経営世帯の設立登記、登記内容変更登記の際、経営世帯は経営世帯登記申請書、経営登記内容変更通知に経営分野、業種を記載する。県級経営登記機関は経営世帯登記証明書に経営分野、業種を記載する。

2. 経営世帯は法令の規定に従って条件を備えたときから条件付経営投資分野、業種の経営権を得るが、活動過程全てにおいてその各条件に合致することを保証しなくてはならない。条件付経営投資分野、業種に対する国家管理及び経営世帯の経営条件執行の検査は、専門分野の法令に規定に従って、専門分野機関の権限に属する。
3. 経営世帯が条件付経営投資分野、業種を經營することにつき権限を有する機関の文書を受領するが法令の規定に従った条件と合致しない場合、県級経営登記機関は経営世帯に対して条件付経営投資分野、業種の經營の一時停止を要求する通知を発出し、同時に、法令の規定に従った処分を行うため権限を有する国家機関に通知する。

第 90 条 経営世帯登記内容変更登記

1. 経営世帯主は、変更があった日から 10 日以内に、経営登記機関で経営世帯登記証明書の content 変更登記をする責任を負う。
2. 経営世帯登記内容変更の時、この条第 3 項及び第 4 項が規定する場合を除き、経営世帯は経営世帯登記内容変更通知を、登記を行った県級経営登記機関に送付する。書類は以下からなる；
 - a) 経営世帯主が署名した登記内容変更通知；
 - b) 世帯の各構成員が経営世帯登記をした場合、経営世帯登記内容変更登記に関する経営世帯構成員会議の議事録の写し
3. 経営世帯主が変更する場合、経営世帯は経営登記内容変更通知の書類を、登記を行った県級経営登記機関に送付する。書類は以下からなる：
 - a) 従来の経営世帯主及び新たな経営世帯主が署名をした、又は相続による変更の場合は新たな経営世帯主が署名をした経営世帯主変更通知；
 - b) 経営世帯売却の場合、売買契約又は売買が完了したことを証明する書類；経営世帯の贈与の場合、贈与契約書；相続の場合、相続人の合法的相続権確認文書の写し；
 - c) 世帯の各構成員が経営世帯登記をした場合、経営世帯主変更に関する経営世帯構成員会議の議事録の写し；
 - d) 世帯の各構成員が経営世帯登記をした場合、経営世帯主の役割をする一人の構成員に委任する世帯構成員の委任状の写し。

経営世帯の売却、贈与、相続の後に、経営世帯は経営世帯移転の前に発生した経営世帯の債務及び財産的義務につき責任を負わなくてはならない。但し、経営世帯、購入者、受贈者、相続人及び経営世帯の債権者が異なる合意をする場合を除く。

4. 経営世帯が、登記を行った地と異なる区、県、市社、省に属する市に住所を移転する場合、経営世帯は住所変更通知を新たな住所予定地の県級経営登記機関に送付する。書類は以下からなる：
 - a) 経営世帯主が署名した経営世帯登記内容変更通知；
 - b) 世帯の各構成員が経営世帯登記をした場合、住所変更登記に関する経営世帯構成員会議の議事録の写し；
 - c) 世帯の各構成員が経営世帯登記をした場合、経営世帯主、経営世帯登記をした世帯構成員の個人の法的書類の写し。
5. 書類を受け取る時に県級経営登記機関は受領書を交付し、適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に経営世帯登記証明書を経営世帯に発給する。書類が適式でない場合、書類を受け取った日から 3 営業日以内に、経営登記室は文書で修正、補充すべき内容を明確に経営世帯に通知する。

経営世帯が住所変更登記をする場合、経営世帯登記証明書発給の日から 3 営業日以内に、経営世帯の新たな住所地の県級経営登記機関は、経営世帯がかつて登記を行った従前の地の経営登記機関に通知をしなければならない。
6. 経営世帯登記内容変更登記の場合、新たな経営世帯登記証明書発給の時に、経営世帯は古い経営世帯登記証明書を返納しなければならない。

第 91 条 経営世帯の経営一時停止、通知済み期限前の経営再開

1. 経営世帯が経営の一時停止を 30 日以上する場合、経営世帯は、経営世帯が登記を行った地の県級経営登記機関及び直接管理する税務機関に通知しなければならない。
2. 経営世帯が経営の一時停止をする場合、通知済みの期限の前に経営を再開する場合に、経営一時停止又は通知済み期限前の経営再開の少なくとも 3 日前までに、経営世帯が登記を行った地の県級経営登記機関に経営世帯は通知文書を送付する。世帯の各構成員が経営世帯登記をした場合、通知には、経営一時停止又は通知済み期限前の経営再開に関する世帯構成員会議の議事録の写しの添付が必要である。県級経営登記機関は、経営世帯の経営一時停止の通知を受領した後、書類提出者に受領書を交付する。適式な書類の受領の日から 3 営業日以内に、県級経営登記機関は経営世帯に対して経営世帯の経営一時停止登記についての確認書、通知済み期限前の経営再開登記についての確認書を発給する。

第 92 条 経営世帯の活動終了

1. 経営活動を終了する時、経営世帯は経営活動終了に関する通知を、登記を行った県級登記機関に送付しなければならない。通知に添付されなければならない書類は以下からなる。

- a) 税務機関の租税コードの効力終了に関する通知；
 - b) 世帯の各構成員が経営世帯登記をした場合、経営世帯の活動終了に関する世帯構成員会議の議事録；
 - c) 経営世帯登記証明書の原本。
2. 経営世帯は、経営世帯の活動終了書類を提出する前に、未払いの租税債務及び財産的義務からなる債務を完済する責任を負う。但し、経営世帯及び債権者が異なる合意をする場合を除く。県級経営登記機関は書類の適式性を検査して経営世帯の活動終了に関する通知を経営世帯に発出する。

第 93 条 経営世帯登記証明書の回収

1. 経営世帯は、以下の場合に、経営世帯登記証明書を回収される：
- a) 経営世帯登記書類に記載された内容に偽りがある；
 - b) 連続 6 か月を超えて経営活動を停止し、登記済みの地の県級経営登記機関及び税務機関に通知しない；
 - c) 経営分野、業種が禁止される；
 - d) 経営世帯の設立の権利がない者による経営世帯の設立；
 - d) 経営世帯がこの議定（政令）第 16 条 6 項が規定する県級経営登記機関に対する報告を、報告期限終了日又は文書による要請があった日から 3 か月以内にしない；
 - e) 裁判所の決定、法律が規定する権限を有する機関の提議に従ったその他の場合。
2. 経営世帯設立登記書類の内容に偽りがある場合、県級経営登記機関は経営世帯の違反行為につき通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発出する。

経営登記内容変更登記書類に偽りがある場合、県級経営登記機関は経営世帯の違反行為につき通知を発出し、偽りの情報に基づいた経営登記内容の変更を破棄し、直前の適式な書類に基づいて経営世帯登記証明書を発給し、同時に、法令の規定に従って検討、処分をするために権限を有する機関に通知する。県級経営登記機関は、経営世帯登記証明書発給の検討のために、経営世帯に書類の再度の作成を要請する。経営世帯は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる。

3. 経営世帯が連続して 6 か月を超えて経営活動を停止しているが、登記地の県級経営登記機関に通知しない、又はこの条 1 項 d 号が規定する報告をしない場合、県級経営登記機関は違反行為について文書で通知して、経営世帯主に県級経営登記機関に赴いて説明することを要請する。通知に記載した期限が経過した日から 10 営業日が経過した後にも要請された者が来ない、又は説明が

承認されない場合、県級経営登記機関は経営世帯登記証明書回収決定を発出する。県級経営登記機関は、経営世帯の説明内容の検討にあたり、関連する国家管理機関と協力する責任を負う。

4. 経営世帯が禁止された分野、業種を経営する場合、県級経営登記機関は違反行為についての通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発出する。
5. 経営世帯設立の権利がない者によって経営世帯が設立された場合；
 - a) 経営世帯が一人の個人によって設立され、その者が経営世帯設立権を得ていない場合は、県級経営登記機関は違反行為についての通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発行する。
 - b) 経営世帯が世帯構成員によって設立され、その中に経営世帯設立権がない構成員がいる場合は、県級経営登記機関通知の日から 15 営業日以内に、その個人の変更登記を経営世帯に要請する通知を発出する。期限を経過したが経営世帯が変更登記しない場合、県級経営登記機関は違反行為についての通知を発出し、経営世帯登記証明書回収決定を発出する。
6. 裁判所が経営世帯登記証明書回収を決定した場合、県級経営登記機関は裁判所の決定を受け取った日から 3 営業日以内に、裁判所の決定に基づいて経営世帯登記証明書の回収決定を発出する。
7. 法律が規定する権限を有する国家機関の経営世帯登記証明書回収提議文書を受け取った場合、県級経営登記機関は、その提議文書を受け取った日から 10 日以内に、この条第 3 項が規定する手順、手続に従って経営世帯登記証明書回収を実施する。
8. 経営世帯登記証明書の回収決定の発出後、経営世帯はこの議定（政令）第 92 条が規定する活動終了手続を実施しなければならない。但し、租税管理機関の提議に従った強制措置を実施するために経営世帯が経営世帯登記証明書を回収された場合を除く。
9. 租税の強制措置を実施するために経営世帯が経営世帯登記証明書を回収された後に、租税管理機関の経営世帯登記証明書回収決定破棄及びその回復提議文書を受け取った場合、県級経営登記機関は、提議文書を受け取った日から 3 営業日以内に、提議書経営世帯登記証明書回収決定破棄及びその回復決定を経営世帯に発出する。

第 94 条 経営世帯登記証明書の再発給

1. 経営世帯登記証明書が紛失、焼失、破損、損傷、又はその他の形式において廃棄された場合、経営世帯は経営世帯登記証明書再発給申請文書を、経営世帯が所在する地の県級経営登記機関に送付することができる。県級経営登記機関はその申請書を受け取った日から 3 営業日以内に、経営世帯登記証明書の再発給を検討する。

2. 経営世帯登記証明書が規定に従った正しい書類、手順、手続に基づかずに発給された場合、以下の規定に従って実施する：
 - a) 経営世帯登記証明書が規定に従った正しい手順、手続に基づかずに発給された場合、県級経営登記機関は経営世帯に通知を送付し、同時に、手順、手続に関する正しい規定に従って再度、発給をする；
 - b) 規定に従った正しい書類に基づかずに経営世帯の設立登記がされた場合、県級経営登記機関がその経営世帯登記証明書に効力がないことを経営世帯に通知し、経営世帯登記証明書発給のために通知を受け取った日から 30 日以内に補正して、規定に従った適式な書類を提出することを要請する。経営世帯は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる；
 - c) 規定に従った正しい書類に基づかずに発給された経営世帯登記内容変更登記をした場合、県級経営登記機関は、その経営世帯登記証明書に効力がないことを通知し、同時に、その直前の適式な書類に基づく経営世帯登記証明書を発給する。県級経営登記機関は、経営世帯に対して、経営世帯登記証明書発給のために通知を受け取った日から 30 日以内に補正して、規定に従った適式な書類を提出することを要請する。経営世帯は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる。
3. 誠実でない、正確でない経営世帯登記書類中に申告された情報に基づき経営世帯登記証明書が発給された場合の処理は、以下の規定に従って実施する：
 - a) 経営世帯設立登記書類中に申告された情報が誠実でない、正確でない場合、県級経営登記機関は法令の規定に従った処理の権限を有する国家機関に報告し、同時に、経営世帯にその情報に基づいて発給された経営世帯証明書に効力がないことを通知し、経営世帯登記証明書発給の検討のために、通知を受け取った日から 30 日以内に補正して、規定に従った適式な書類を提出することを要請する。経営世帯は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる。

経営世帯が補正して規定に従った適式な書類を提出しない場合、県級経営登記機関はこの議定（政令）第 16 条 6 項の規定に従った報告をすることを経営世帯に要請する；
 - b) 経営世帯登記内容変更登記書類中に申告された情報が誠実でない、正確でない場合、県級経営登記機関は、法令の規定に従った処理の権限を有する国家機関に報告し、同時に、その経営世帯登記証明書に効力がないこと

を通知し、その直前の適式な書類に基づく経営世帯登記証明書を発給する。県級経営登記機関は、経営世帯登記証明書発給の検討のために、通知を受け取った日から 30 日以内に補正して、規定に従った適式な書類を提出することを経営世帯に要請する。経営世帯は、新たな変更登記を 1 回受けるために、変更の登記ごとの合法的変更内容を一つの書類にまとめることができる。

4. 経営世帯が新しい経営世帯登記証明書の発給を受けた場合、それ以前の経営世帯登記証明書は効力を失う。

第九章 施行条項

第 95 条 違反処分、表彰

1. 企業、経営世帯設立者に、追加文書の提出、追加手続の実施、この議定（政令）に反する企業、経営世帯登記条件を要求する；企業、経営世帯登記の解決の際、企業・経営世帯登記内容の検査において、組織、個人に対して困難、煩雑惹起行為を行う幹部公務員、公務員は法令の規定に従って処分される。
2. 与えられた任務を見事に果たした経営登記機関、企業・経営世帯登記作業を行う幹部は、規定に従って表彰される。

第 96 条 経営登記証明書又は経営登記及び租税登録証明書に従って活動する企業に対する経過規定

経営登記証明書又は経営登記及び租税登録証明書を発給されている企業は上記証明書の内容に従って引き続き活動でき、企業登記証明書への変更手続実施を強制されない。企業は、その需要がある場合又は企業登記内容変更登記をする場合に、以下の規定に従って企業登記証明書の発給を受ける：

1. 企業が経営登記証明書又は経営登記及び租税登録証明書を企業登記証明書に変更する必要があるが、経営登記及び租税登録の内容を変更しない場合、企業は、企業登記証明書の発給を受けるために、経営登記証明書の原本及び租税登録証明書の原本、又は経営登記及び租税登録証明書の原本を添付した申請書を、経営登記室に提出する。
2. 企業が、経営登記内容変更、経営一時停止、通知期限前の経営再開の登記、通知をする場合、企業は本店を置く地の経営登記機関に書類を提出する。書類はこの議定（政令）が規定する書類からなり、経営登記証明書の原本及び租税登録証明書の原本、又は経営登記及び租税登録証明書の原本を添付する。経営登記室は適式な書類を受け取った日から 3 営業日以内に企業に企業登記発給を検討する。

第 97 条 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類に従って活動する企業に対する経過規定

1. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類の発給をされている企業は、上記の証明書の内容に従って引き続き活動でき、企業登記証明書への変更手続実施を強制されない。
2. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類に従って活動する企業は、以下の場合に、企業登記証明書に従った活動に移行する：
 - a) 企業登記証明書に変更する必要があるが、経営登記の内容を変更しない場合。この場合、企業は本店を置く地の経営登記機関に書類を提出する。書類は、企業登記情報補充、更新申請文書；投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類の写し；租税登録証明書の写しからなる。
 - b) 企業が、本店を置く地と同じ省、中央直轄市における支店、駐在事務所、経営拠点の経営登記内容変更、経営一時停止、通知期限前の経営再開の登記の登記、通知をする場合、設立登記をする場合。この場合、企業は本店を置く地の経営登記機関に書類を提出する。書類は、この議定（政令）が規定する登記、通知内容に相当する書類及びこの条第 2 項 a 号が規定する各書類からなる；
 - c) 企業が、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類上の活動登記内容に代わる支店、駐在事務所活動登記証明書、経営拠点証明書の発給の必要がある場合、投資登録機関が発給した支店・駐在事務所活動登記証明書の必要があるが企業が本店を置く地と同じ省、中央直轄市の支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容の変更がない場合。この場合、企業は本店を置く地の経営登記機関に書類を提出する。書類はこの条第 2 項 a 号が規定する書類、支店、駐在事務所、経営拠点活動登記情報補充更新申請文書、支店、駐在事務所が投資登録機関が発給した支店、駐在事務所活動登記証明書に基づいて活動する場合はその写し、支店、駐在事務所の租税登録証明書の写し、からなる。
 - d) 企業が、投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類、本店を置く地と同じ省、中央直轄市における支店、駐在事務所、経営拠点に対して投資登録機関が発給した支店、駐在事務所活動登記証明書上の支店、駐在事務所、経営拠点の活動登記内容、経営一時停止、通知済み期限前の経営再開の変更登記をする場合。この場合、企業は本店を置く地の経営登記機関に書類を提出する。書類はこ

の議定（政令）の規定する書類及びこの条第 2 項 c 号が規定する書類からなる。

3. 企業が本店を置く地と異なる省、中央直轄市に支店、駐在事務所、経営拠点がある場合、支店、駐在事務所、経営拠点の設立登記、活動登記内容変更登記、経営一時停止、通知済み期限前の経営再開、活動終了の手続を支店、駐在事務所、経営拠点が所在する地の経営登記機関で実施する前に、企業はこの条第 2 項 a 号の規定に従って本店を置く地の経営登記機関で企業登記証明書変更手続を実施しなければならない。この場合、支店、駐在事務所、経営拠点の設立登記、活動登記内容変更登記、経営一時停止、通知済み期限前の経営再開、活動終了の書類は、この条第 2 項 b 号、c 号及び d 号の規定に従って実施するが、この条第 2 項 a 号が規定する書類は含まない。
4. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類に従って活動する企業が解散登記をする場合、企業は企業登記証明書への変更手続を強制されない。この場合の解散登記書類は企業法第 210 条 1 項が規定する書類及びこの条第 2 項 a 号が規定する書類である。
5. 投資許可書、投資証明書（同時に経営登記証明書）又はそれらに相当する法的価値を有する書類が経営拠点に関する情報を有する場合、企業登記証明書、支店、駐在事務所活動登記証明書に従った活動への変更をする時、企業は、その需要がある場合には、経営拠点登記証明書の発給を受ける。
6. 企業の書類を受け取る時、経営登記室は受領書を交付し、書類の適式性を検査し、企業登記証明書、支店、駐在事務所活動登記証明書、企業登記内容変更に関する確認文書及びこの議定（政令）の規定に従ったその他の書類を発給する。

第 98 条 証券事業設立及び活動許可書に従って設立及び活動登記された証券会社、証券投資基金管理会社、ベトナムにおける外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店に対する経過規定

2021 年 1 月 1 日から 2 年以内において、国家証券委員会から 2021 年 1 月 1 日より前に設立及び活動許可書の発給を受けている証券会社、証券投資基金管理会社、ベトナムにおける外国証券会社の支店及び外国基金管理会社の支店で、証券法第 135 条 1 項の規定に合致するものは、会社、支店が所在する地の経営登記室で企業登記、支店活動登記を実施する。書類は、企業登記情報補充更新申請文書又は支店活動登記情報補充更新申請文書；設立及び活動許可書の写し並びに租税登録証明書の写し、からなる。

第 99 条 世帯、個人のグループが設立した経営世帯に対する経過規定

1. 世帯、個人のグループが設立し、この議定（政令）が施行効力を有する日の前に経営世帯登記証明書の発給を受けた経営世帯は引き続き活動し、この議定（政令）の規定に従った再度の登記を強制されない。
2. この議定（政令）が施行効力を有する日の前に個人グループが設立した経営世帯が経営世帯登記内容変更登記、経営一時停止通知、通知済み期限前の経営再開通知、経営世帯活動終了通知をする場合、経営世帯に参加した個人グループの会議の議事録は、書類中の経営世帯構成員会議に議事録に代替して使用できる。上記の経営世帯は、経営世帯に引き続き参加しない構成員がいる場合に、構成員変更登記を実施するのみである。

第 100 条 施行効力

1. この議定（政令）は 2021 年 1 月 4 日から施行効力を有する。
2. この議定（政令）は、2015 年 9 月 14 日の企業登記に関する議定（政令）78/2015/ND-CP 及び 2015 年 9 月 14 日の企業登記に関する議定（政令）の条項を修正、補充する 2018 年 8 月 23 日の議定（政令）108/2018/ND-CP に取って代わる。

第 101 条 施行責任

1. 計画投資省はこの議定（政令）に従った企業登記において適用する書式を発行する。
2. 各省の大臣、省同格機関の長、政府に属する機関の長、省、中央直轄市の人民委員会の委員長及びこの議定（政令）の適用対象はこの議定（政令）の施行に責任を負う。

政府首相

グエン・スアン・フック